

第2章 情報連絡通信網の整備計画

(各 機 関)

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 衛星通信系防災情報システムの整備

府衛星通信系防災情報システム

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被

害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 早期被害情報収集システムの整備

衛星車載局指令車、ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第5 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、職員一斉呼出システムの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、衛星携帯電話の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

5 危機管理緊急連絡網(ホットライン)の整備

府は、緊急時における情報連絡体制を強化するため、関係機関との直通の連絡網の整備を図る。

第6 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみでの通信連絡であるが、災害時には非常通信連絡システムに加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線システムを「資料編2-1」に示す。

第7 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保するため、次の取組を行う。

- ・電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

- ・自治体クラウドの推進

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保に努める。

第8 緊急速報メール・事前登録によるメールの活用

府、市町村は、住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備を進める。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「資料編2-2」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第3章第4節」に示したとおりである。

第3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編2-1」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 河川防災計画

近畿地方整備局
府建設交通部
水資源機構
関西電力株式会社
関西電力送配電株式会社

第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち一級河川は305河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,852kmとなっている。（なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が8河川ある）

第1 淀川水系の現況

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して、大阪湾に注ぐ。

その流域は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、面積は8,240km²に及び、大阪市、京都市その他数多くの都市をかかえて関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

1 宇治川流域

宇治川は源を琵琶湖に発し瀬田川となり、瀬田川洗堰で琵琶湖水位及び流量を調節されその下流で大戸川を合流し、大津市関の津を経て京都府に入ると宇治川となる。その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあって、洪水時にはダム地点の計画高水量2,080m³/sを1,140m³/sに調節する。山狭を出ると川幅は広くなるとともに、流れも緩やかになり平坦部に入る。ここから下流伏見区観月橋に至る左岸には旧巨椋池地帯が広がっている。

観月橋から下流については、京都疏水の流末が入り更に高瀬川が合流する。伏見区以下の宇治川は緩流となり平均低水位時の勾配は1/6,000程度で、八幡市に至り桂川、木津川と合流する。琵琶湖出口から八幡市まで流路延長35.7kmである。うち滋賀、京都府界から八幡市までは約24kmで宇治川本川は京都府内全域が国直轄管理区間である。

2 木津川流域

水源地方は2つに分かれ、伊賀伊勢の境の高見山脈の連峰に発する名張川と、布引山脈を水源とした伊賀川とが南山城村で合流し、それより木津川となる。更に京都府に入って山城盆地を貫流し八幡市において宇治川、桂川と三川合流し淀川に入る。

南山城村から八幡市までの流路延長約51.6kmであり、その京都府内全域が国直轄管理区間である。

3 桂川流域

水源は、京都、滋賀、福井の府県境である三国岳に発し、山岳重畳の間を曲流して大堰川となり南丹市八木町鳥羽で園部川を合わせ、亀岡市で保津川と名を変え保津の峡谷を経て西京区桂に至って桂川となり、伏見区羽束師で鴨川を合して大山崎町で淀川本流に合流する。京都市から大山崎町まで流路延長は112.8kmである。その内国直轄管理区間は西京区嵐山元録山町国有林38林班小班地先から淀川合流点まで約21.3km及び上流京都市右京区京北本町地先から木住川合流点までの13.3kmである。

第2 由良川水系の現況

由良川水系は、その源を京都、滋賀、福井の府県境三国岳に発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。

その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は1,880km²に及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、本水系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。本川流路延長は124kmに及びその内国直轄管理区間は本川54.1km、支川2.3kmとなっている。

第2節 河川改修計画

第1 国土交通省の改修計画

1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650m³/sとし、このうち1,700m³/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950m³/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900m³/s、4,650m³/s、2,780m³/sとする計画であった。この計画にもとづき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月工事実施基本計画を決定した。また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。

河川整備計画策定（平成21(2009)年3月）以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、平成25(2013)年台風18号、平成29(2017)年台風21号、平成30(2018)年7月豪雨など、頻繁に豪雨が発生。また、淀川大塚切れ100年を契機に一堂に会した沿川自治体から、流域全体で河川整備のさらなる推進の要望もあり、令和3年8月に河川整備計画が変更された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・淀川

基本高水は、昭和28年9月洪水、昭和40年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において、17,500m³/s（琵琶湖からの流出量を含む）とする。このうち、流域内の洪水調節施設により5,500m³/sを調節して、河道への配分流量を12,000m³/sとする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

・淀川

計画高水流量は、宇治地点において1,500m³/sとする。

・木津川

計画高水流量は、加茂地点において6,200m³/sとする。

・桂川

計画高水流量は、請田地点において3,500m³/s、下流羽束師地点において5,300m³/sとする。

2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、昭和22年から直轄事業として、昭和20年10月洪水にかんがみ福知山における計画高水流量を4,100m³/sとして綾部から福知山までの区間について改修工事を実施し、その後、本川上流にダムを建設し、福知山における基本高水のピーク流量4,100m³/sを3,100m³/sに調節する計画をした。さらに昭和28年9月洪水にかんがみ、同30年に福知山における基本高水のピーク流量を6,500m³/sとして大野ダムにより洪水調整を行うこととする計画を決定した。平成9年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に

河川整備計画基本方針が、平成15年8月には河川整備計画が策定された。その翌年の平成16年10月台風23号による被害状況等を踏まえ、由良川のさらなる治水安全度向上を目指し整備内容を追加するなど、新たな由良川水系河川整備計画が平成25年6月に策定された。

○基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和28年9月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち大野ダムにより $900\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は綾部において $4,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において $5,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において $5,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。

第2 京都府の河川整備

京都府総合計画における「しなやかで災害に強い地域」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に基づき、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、河川整備を推進する。

一方、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、危機管理型水位計の設置などのさまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

また、河川の氾濫や内水などによる浸水被害発生時に復旧活動を支援するため、排水ポンプ車の効果的な運用を行う。

そのほか、東日本大震災、平成24年8月の府南部豪雨及び平成25年9月の台風第18号災害を教訓に、天井川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について補強耐震化を検討し対策を実施する。

さらに、近年の豪雨等による災害の頻発化や、気候変動により将来予測される降雨量増大に備えるため、従来の管理者による対策だけでなく、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である、「流域治水」の施策を推進していく。

第3節 ダムの現状と洪水調節

第1 既存ダムの洪水調節機能の強化

令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、令和2年5月に締結された治水協定に基づき、ダムの事前放流等の取組を推進する。

特に、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げ、余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図る。また、放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページ等、より分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡とあわせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。

第2 ダムの現状と洪水調節

1 天ヶ瀬ダム

(1) ダムの現状

ア	目的	洪水調節、水道用水、発電
イ	管理者	国土交通省
ウ	位置	京都府宇治市槇島町字六石

エ 河川名	淀川水系	淀川（宇治川）
オ 規模	型式	ドーム型アーチ式コンクリート
	堤高	73.0m
	総貯水容量	26,280,000m ³
	計画高水量	2,080 m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,080m³/sを1,140m³/sに調節する。

ただし、枚方が氾濫注意水位を越えたときは、2次調節として250m³/sに調節する。なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行うことができる。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統」に示す。

2 大野ダム

(1) ダムの現状

ア 目的	洪水調節、発電
イ 管理者	京都府
ウ 位置	京都府南丹市美山町檜原
エ 河川名	由良川水系 由良川
オ 規模	型式 重力式コンクリート
	堤高61.4m
	総貯水容量 28,550,000m ³
	計画高水量 2,400m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高155.0mから175.0mまでの容量21,320,000m³を利用してダム地点の計画高水流量2,400m³/sを1,400m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「大野ダム放流通報の連絡系統」に示す。

3 高山ダム

(1) ダムの現状

ア 目的	洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電
イ 管理者	水資源機構
ウ 位置	相楽郡南山城村高尾
エ 河川名	淀川水系名張川
オ 規模	型式アーチ重力式コンクリート
	堤高 67.0m
	総貯水容量 56,800,000m ³
	計画高水量 3,400m ³ /s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000m³を利用してダム地点の計画高水流量3,400m³/sを1,800m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「高山ダム放流通報の連絡系統」に示す。

4 和知ダム（関西電力）

(1) ダムの現状

- ア 放流施設 ラジアルゲート 4門
 スライドゲート 1門
 有効貯水容量 1,286,200 m^3
 総貯水容量 5,119,200 m^3
 計画高水量 2,640 m^3/s

(2) 洪水調節

和知ダムは和知発電所調整池えん堤として設置されたもので、調整池への流入量が300 m^3/s 以上の洪水時には、貯水位を一定に保って自然流量を貯水することなく放流する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「和知ダム放流通報の連絡系統」に示す。

5 布目ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
 イ 管理者 水資源機構
 ウ 位置 奈良市北野山
 エ 河川名 淀川水系 布目川
 オ 規模 型式 重力式コンクリート
 堤高 72m
 総貯水容量 17,300,000 m^3
 計画高水量 460 m^3/s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高280.6m（279.2m）から287.3mまでの容量5,400,000 m^3 （6,400,000 m^3 ）を利用してダム地点の計画高水流量460 m^3/s を150 m^3/s に調節する。

※（ ）は二期制限水位及び対応する洪水調整容量

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「布目ダム放流通報の連絡系統」に示す。

6 日吉ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
 イ 管理者 水資源機構
 ウ 位置 南丹市日吉町中
 エ 河川名 淀川水系桂川
 オ 規模 型式 重力式コンクリート
 堤高67.4m
 総貯水容量66,000,000 m^3
 計画高水量1,510 m^3/s

(2) 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高178.5mから201.0mまでの容量42,000,000 m^3 を利用してダム地点の計画高水流量1,510 m^3/s を150 m^3/s に調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「日吉ダム放流通報の連絡系統」に示す。

7 畑川ダム

(1) ダムの現状

- ア 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
- イ 管理者 京都府
- ウ 位置 船井郡京丹波町下山
- エ 河川名 由良川水系高屋川支川畑川
- オ 規模 型式 重力式コンクリート
堤高 34.0m
総貯水容量 1,960,000m³
計画高水量 200m³/s

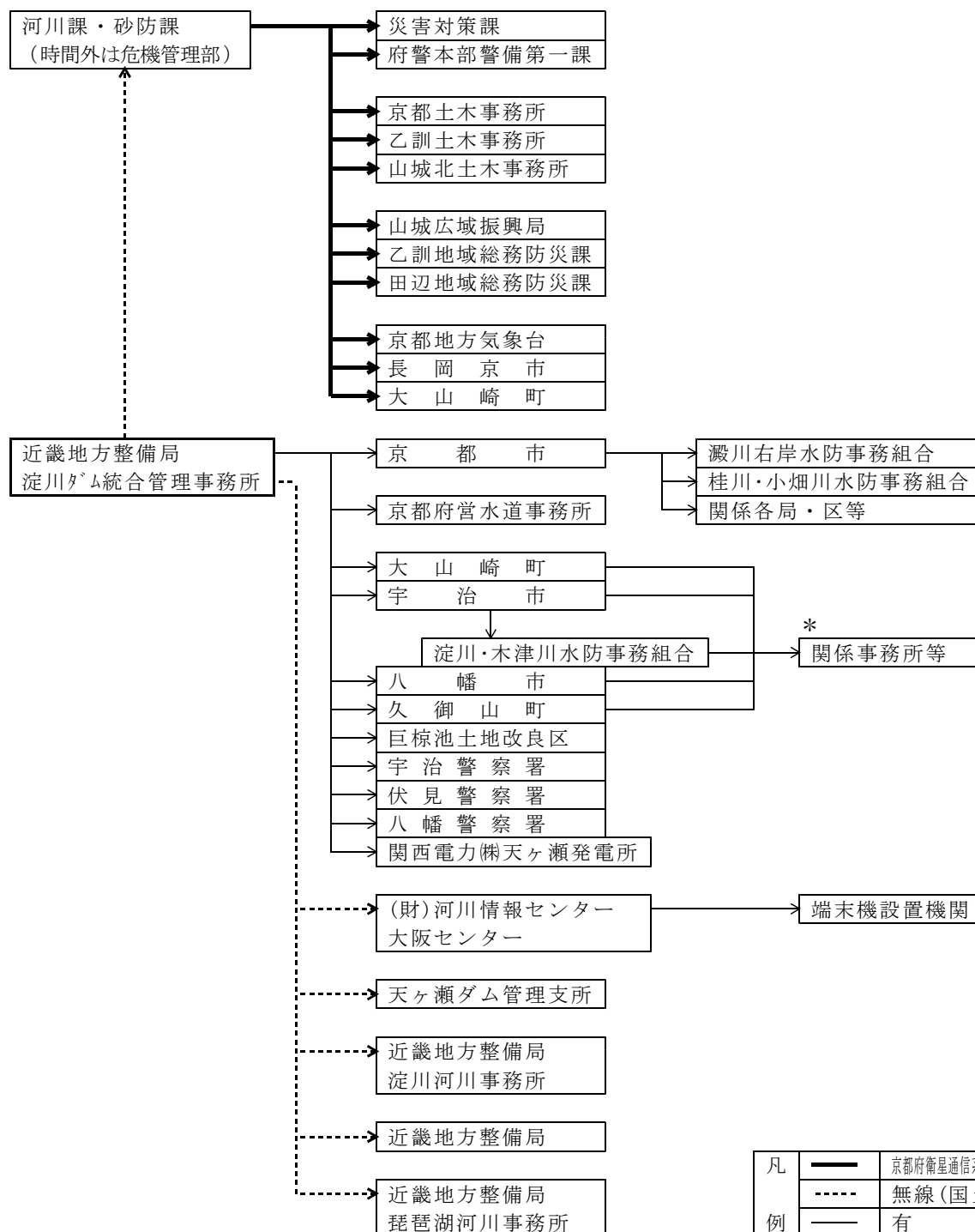
(2) 洪水調節

洪水調節は、30年に1回発生すると予想される降雨で生じる洪水において、ダム地点の計画高水流量200m³/sを110m³/sに調節する。

(3) 放流通報の連絡系統

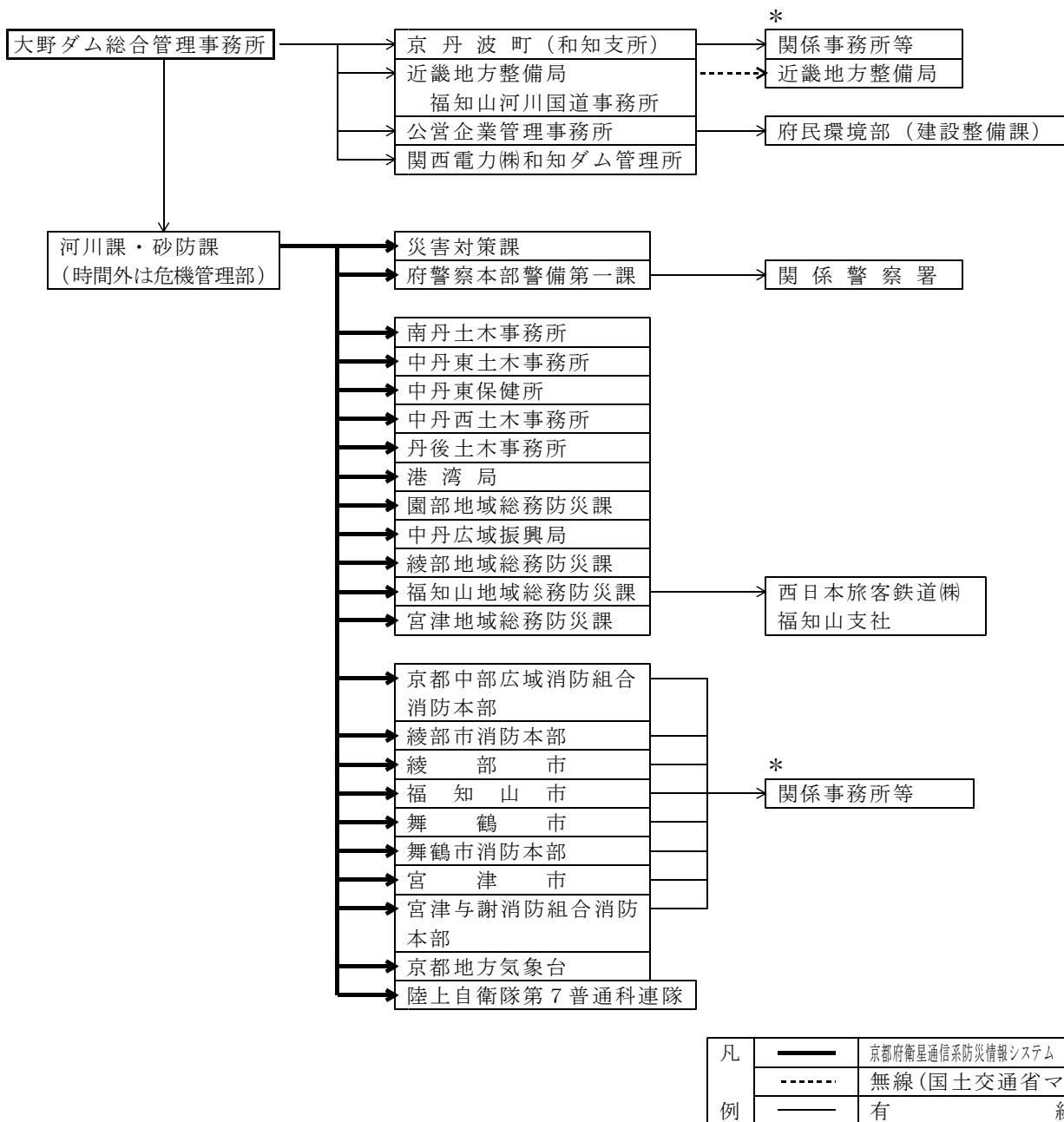
放流通報の連絡系統を「畑川ダム放流通報の連絡系統」に示す。

天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統



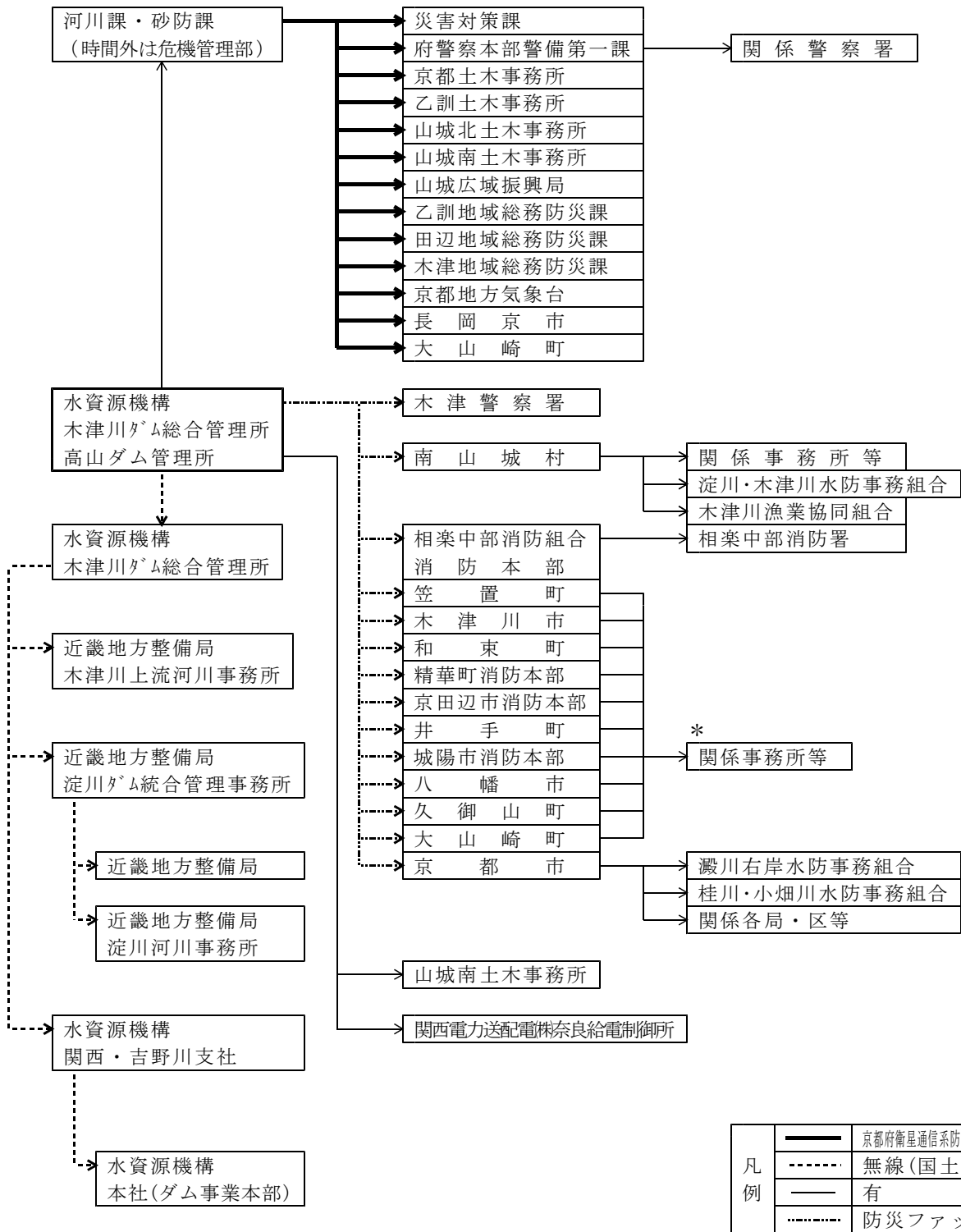
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

大野ダム放流通報の連絡系統



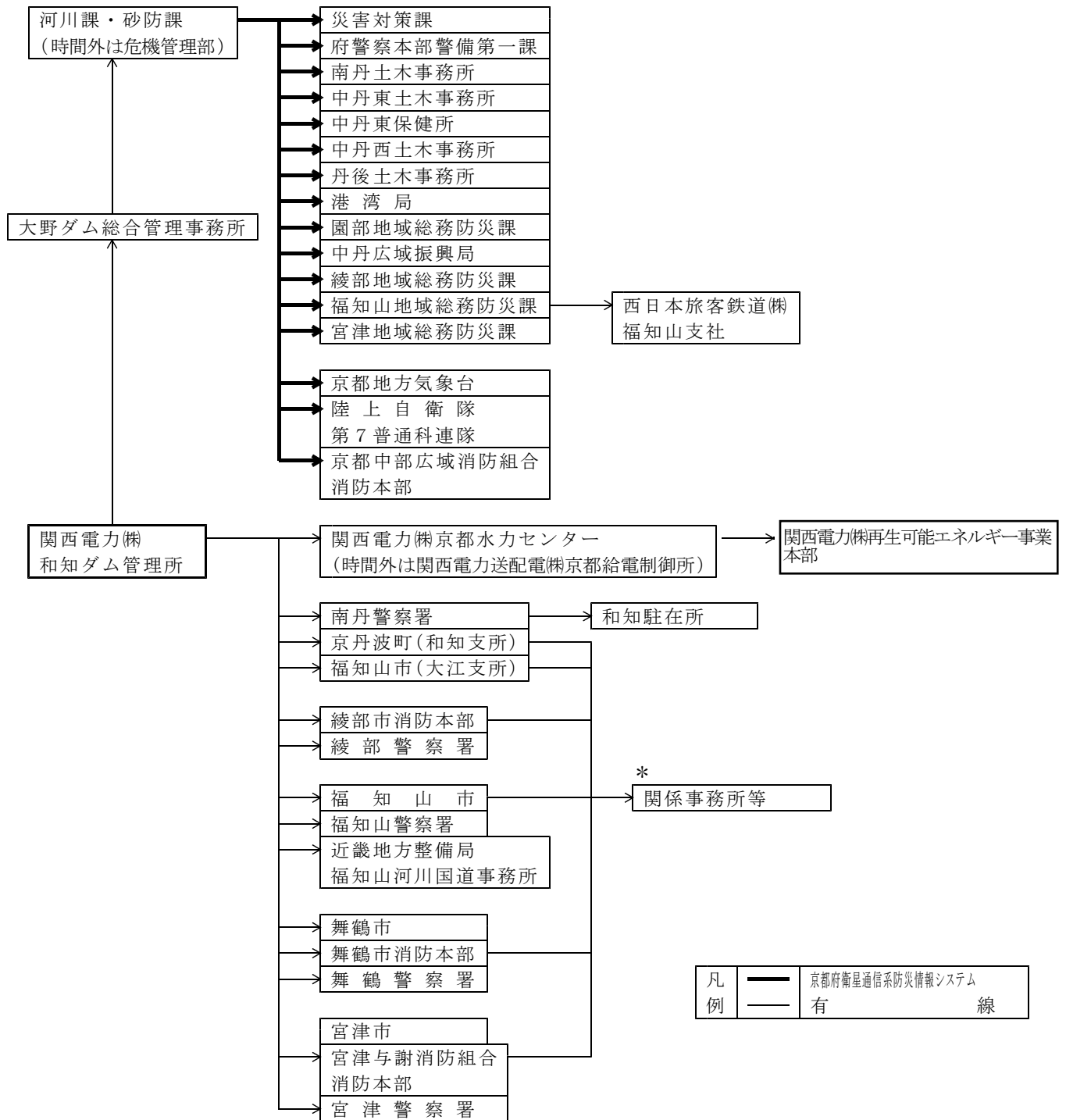
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

高山ダム放流通報の連絡系統



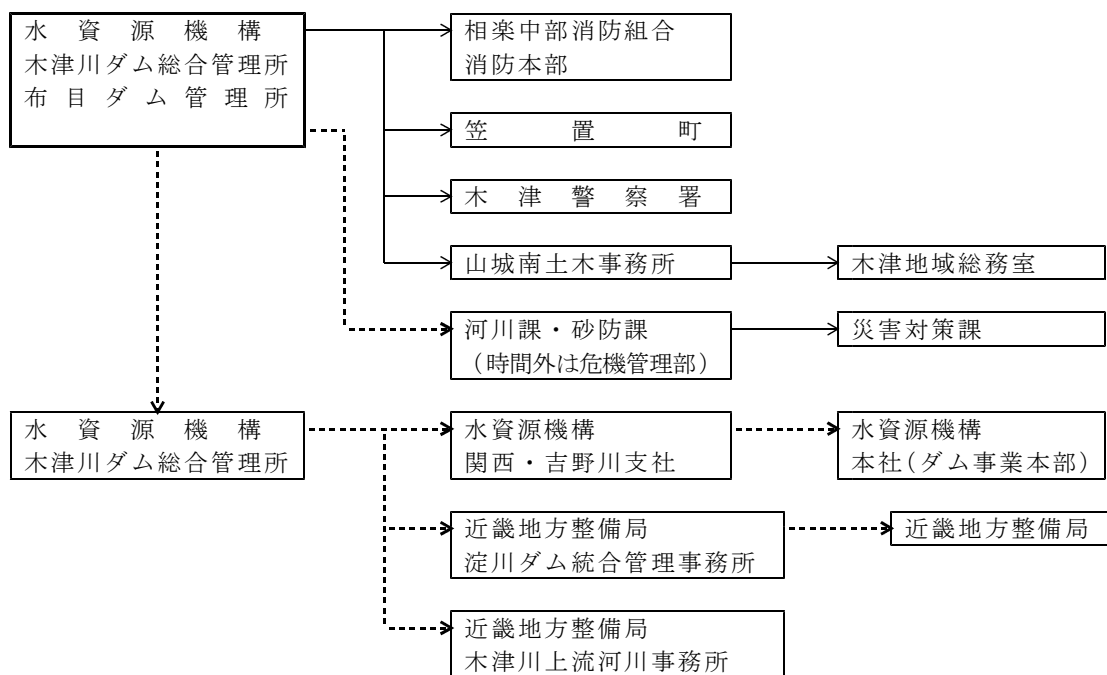
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

和知ダム放流通報の連絡系統



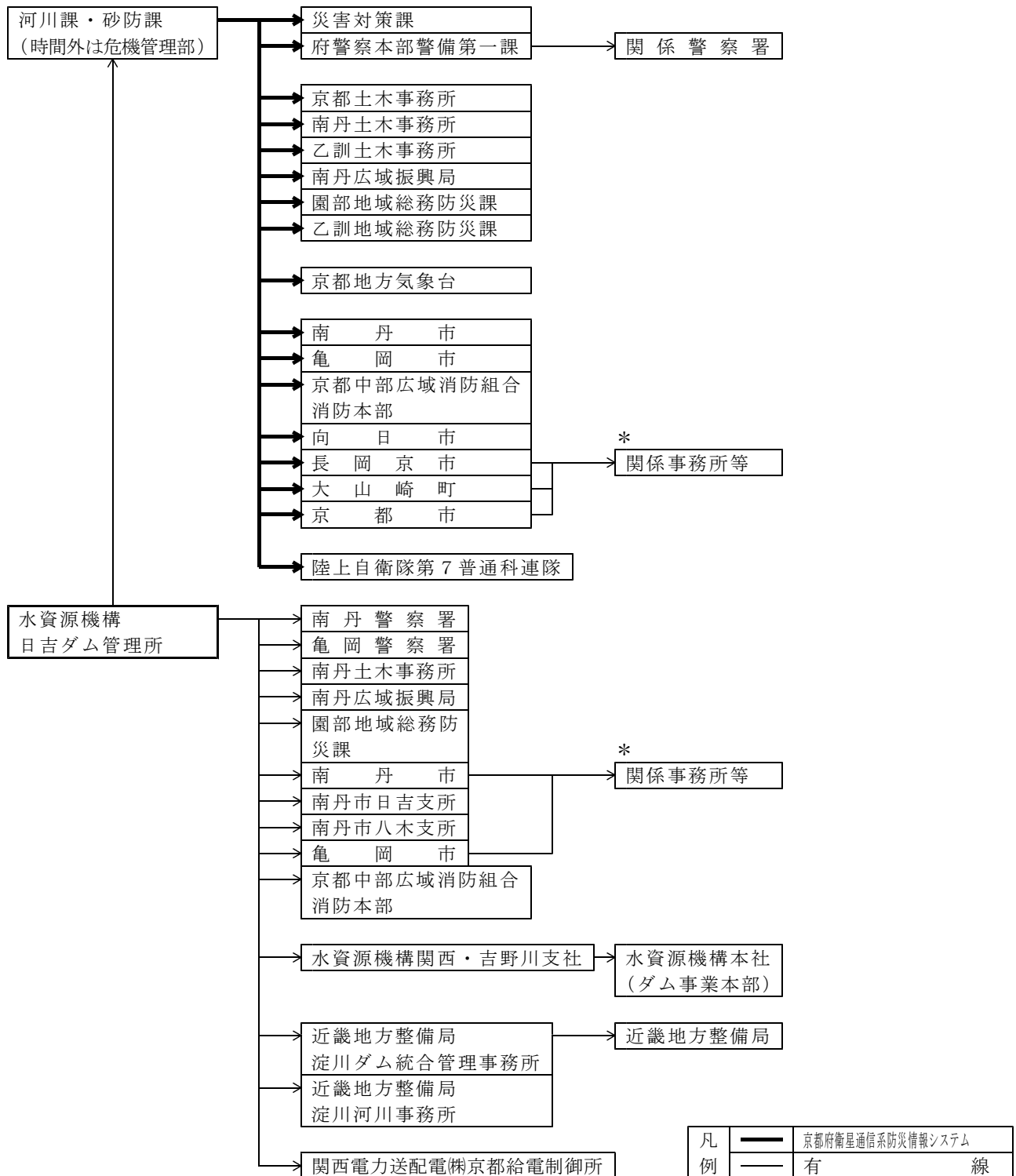
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

布目ダム放流通報の連絡系統



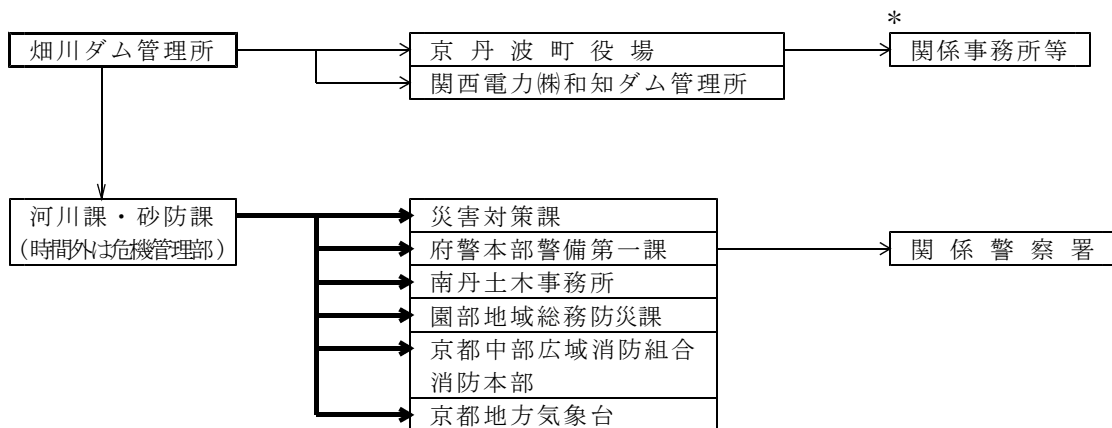
凡例	-----	無線(国土交通省マイクロ)
	——	有線等

日吉ダム放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

畑川ダム放流通報の連絡系統



凡	——	京都府衛星通信系防災情報システム
例	——	有線

* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

第4章 林地保全計画

(府農林水産部・近畿中国森林管理局)

第1節 国有林・官行造林地対策計画

第1 現 状

府内には、国有林約4,616ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,871haがある。

このうち5,082ha(国有林4,302ha、官行造林地780ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健、風致の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、造林事業、治山事業の推進に努めている。

第2 計画の方針

森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。

第3 計画の内容

1 山地災害の防止について

府内に所在する各国有林について、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地の復旧、山地災害危険地等における災害予防のため治山事業を計画的に実施する。

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現 状

府内森林面積342,450haのうち、民有林森林面積は335,086haであり、そのうち106,115haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。

2 計画の方針

治山事業実施方針に基づき、崩壊地・山地災害危険地の復旧・予防工事を施行し、山地災害の可及的減少を図り、森林の防災機能を高めるとともに水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

3 計画の内容

(1) 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、山地災害危険地調査を踏まえ治山事業を計画的に実施する。

新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れるとともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

更に、公共事業等で採択されない比較的小規模の崩壊については、府単費による復旧や市町村の行う復旧の指導、補助等を行い災害の防止に努める。

(2) 地すべり対策

地すべり防止区域及び地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

(3) なだれ、飛砂等による災害の防止

なだれ危険地や飛砂等による災害の防止のため、治山事業を実施する等により森林の健全な育成を図る。

別 表 林野庁所管の地すべり防止区域

地すべり防止区域名	所在地	面積 ha	地質	摘要
木元	綴喜郡宇治田原町奥山田字木元	17.37	第三紀層	昭和38年指定
土ヶ畑	亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上	7.21		昭和47年指定
橋谷	福知山市大江町字橋谷	63.26		昭和49年指定
舟ヶ谷	宮津市長江舟ヶ谷	54.26		昭和47年指定
田原	〃 字田原	44.22		平成5年指定
田坪	与謝郡伊根町字野村	8.76		平成20年指定

第2 保安林の整備

- 1 自然災害や手入れ不足等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実に図る。
- 2 保安林の管理を重点的に進め、山地災害危険地区に判定された保安林について、その機能回復を図る。

第3 森林整備事業（造林事業）

1 現状

令和2年度末の府内の民有林人工林面積は126,507haである。近年、拡大造林面積は年間15から55ha程度で推移しており、減少の傾向にある。

さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。

また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは木材価格等の低迷や担い手の不足等が原因と考えられる。

2 計画の方針

森林環境保全整備事業計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

また、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨等の災害が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、山地災害の未然防止対策を実施する。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、地球温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、経営の集約化による低コスト化を促進し、人工林の間伐や再造林等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図る。

また、採算面から手入れがされず、今後も経営困難な人工林については、国の森林環境譲与税を活用して市町村が災害防止のための間伐など必要な管理を進めることとしており、府としてもこうした市町村の取組が進むよう林業の専門的な助言、指導を行う一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターとも連携し、相談窓口

の設置や職員研修等の支援を実施する。

放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備する。

人工林が台風等により倒木被害を受けた場合は、早期復旧に向け、被害木の伐倒や集積等、再造林に向けた整備を支援する。

さらに、人工林の伐採跡地での確かな更新が図られていない箇所については、豊かな森を育てる府民税を活用した豊かな森づくり総合対策事業等で植栽を支援し、早期に森林の造成を図ることとする。

第4 山地災害危険地区の周知等

1 山地災害危険地区

地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。

なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行い、山地災害の危険性が増大したと判断される場合は市町村を通じて地元で周知を行うとともに治山対策を検討する。

2 市町村への資料提供

府は人命保護の立場から山地災害危険地区に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画に山地災害危険地区対策として組み入れられるよう、助言・支援する。

3 地域住民への周知

人的被災を極力軽減するため、関係市町村を通じて山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、山地災害危険地区に関する詳しい情報は、各広域振興局森づくり振興課及び京都林務事務所で閲覧できるようにすることとし、さらに、山地災害危険地区の位置や種別などをインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(令和4年3月現在)

山地災害危険地区の種類	箇所数 (うち国有林)	備考
山腹崩壊	2,831箇所 (55)	※該当市町村を下記に示す。
地すべり	26箇所 (0)	
崩壊土砂流出	2,329箇所 (59)	
合計	5,072箇所	

※京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

第5章 砂防関係事業計画

(府建設交通部)

第1節 総則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

また、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、砂防関係事業を推進する。

第2節 総合土砂災害対策推進連絡会

京都府内における土砂災害に関する連絡、調整を行う。

その内容は以下のとおりである。

- (1) 土砂災害防止に関する事項
- (2) 警戒避難体制の確立に関し必要な事項
- (3) その他必要な事項

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、土砂災害に関連する情報として平成15年5月に「土砂災害警戒箇所点検マップ」を公表し、平成16年6月には、京都府ホームページからも情報発信している。

また、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、概ね5年ごとに基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に順次指定する。

令和5年4月1日現在における府内の指定区域は下表のとおりである。

関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、指定区域及び基礎調査結果情報をインターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(令和5年4月1日現在)

自然現象の種類	区域指定		備考
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流	6, 862箇所	4, 380箇所	久御山町を除く府内25市町村
急傾斜地の崩壊	10, 316箇所	10, 095箇所	
地すべり	60箇所	—	
合計	17, 238箇所	14, 475箇所	

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、関係市町村と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

第4節 土砂災害における警戒避難体制

市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

(1) 警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準（第5節）等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

(2) 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受ける恐れのない場所及び洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、市町村地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

(3) 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報を、有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及及び防災活動の実施

市町村は、市町村防災関係職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、市町村地域防災計画に当該施設を位置づけることとし、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施する。市町村は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

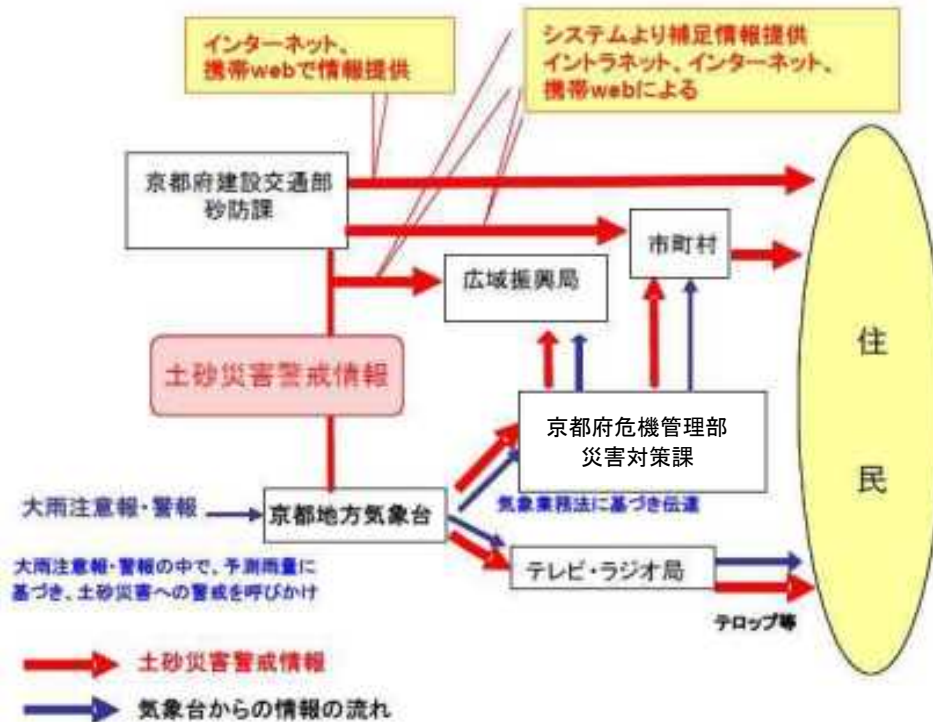
第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報が、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2、土砂災害防止法第27条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。
- 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害警戒区域等の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。
- 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。(48箇所)

第4 留意点

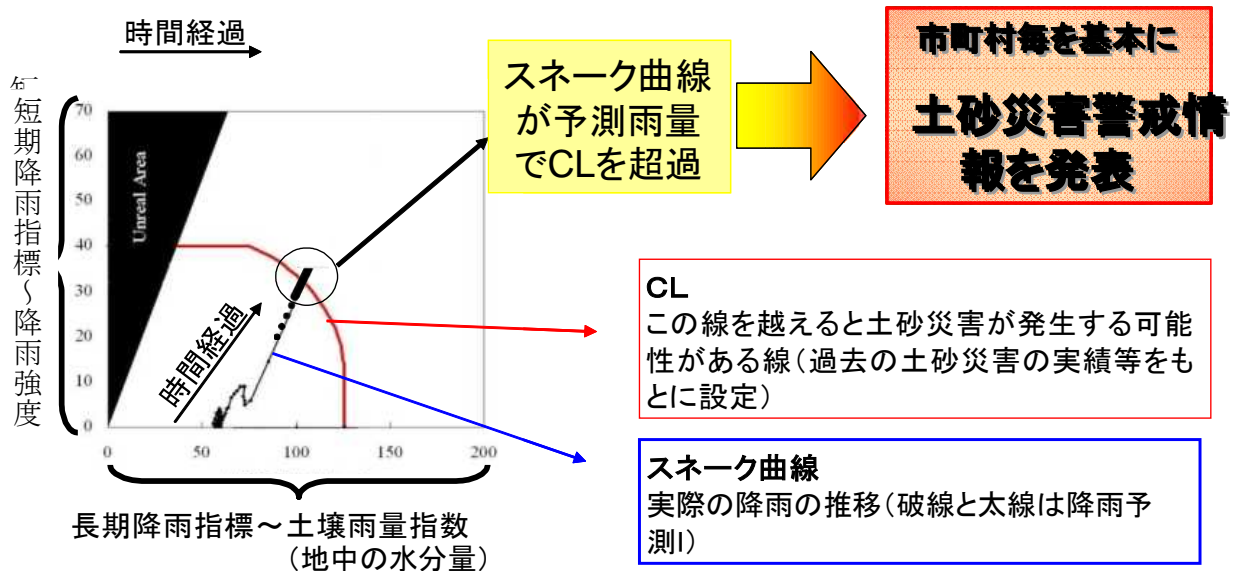
- 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。

情報発表の判定方法



2 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

3 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定しており、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行った上で必要に応じて見直すこととし、さらなる精度向上を図ることとする。

第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

1 国土交通省が実施するもの

(1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イを共に満たす場合）

ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- (2) 河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）
- ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
 - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 京都府が実施するもの

- (1) 地すべり（次のア、イを共に満たす場合）
- ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
 - イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第7節 砂防対策計画

第1 現 状

府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。

しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。

砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、溪流保全工等の溪流工事を中心に施工された。

また、府内には次のとおり砂防指定地がある。（令和5年4月1日現在）

面的な指定	示数	54
溪流の指定	溪流数	1,072

第2 計画の方針と内容

土砂災害を未然に防止するため、社会資本総合整備計画等に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されていけば、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、氾濫の原因になる。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止する。また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために溪流保全工等を施工する。

第8節 土石流対策計画

第1 現 状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪

流（溪流勾配15°以上）が6,862溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む）あり、その対策を講じる。

第2 計画の方針と内容

土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第9節 地すべり対策計画

第1 現 状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見ただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

府内には、地すべりが発生するおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が57箇所あり、その対策を講じる。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

第2 計画の方針と内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。

地すべり地帯の特徴は、地質的には第三紀層、中生層、古生層、破碎帯などに多く、また池沼、湿地等が多く存在している地形をなしているが、これは過去に大規模な崩壊があり、その後の地すべりによって形成されたものと考えられる。

また、地下水が豊富なことも特徴のひとつである。

地すべり対策工事は、前述の調査に基づき適切に進めねばならない。

- 1 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- 2 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- 3 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- 4 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- 5 地すべり危険個所の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備に努める。

地すべり防止区域一覽表

R5. 4. 1現在

土木事務所	地すべり防止区域名	所在地	面積 (ha)	告示番号	告示年月日	砂防指定地	保安林	
乙訓	小塩	京都市西京区大原野小塩	8. 1 1	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	○		
	小塩(2)	京都市西京区大原野小塩	5. 2 3	建設省告示第866号	平成元年 3月31日	—	—	
	小塩(3)	京都市西京区大原野南春日町	9. 0 3	建設省告示第1595号	平成11年 8月16日	○		
			2 2. 3 7					
山城南 (木津)	山之上	相楽郡加茂町大字北	6. 4 7	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	○	—	
	美浪	相楽郡加茂町大字美浪	6. 2 4	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	○	—	
	東畑	相楽郡精華町大字東畑	1 4. 9 7	建設省告示第298号	昭和47年 3月 3日	—		
	切山	相楽郡笠置町大字切山	5 0. 8 1	建設省告示第812号	昭和57年 3月26日	—		
	白栖	相楽郡和束町大字白栖	2 3. 7 9	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日	—		
	東畑(追加)	相楽郡精華町大字東畑	5. 5 0	建設省告示第848号	昭和59年 3月31日			
	白栖(追加)	相楽郡和束町大字白栖	6. 5 3	建設省告示第832号	昭和63年 3月18日			
	山之上(追加)	相楽郡加茂町大字北	1. 7 1	建設省告示第929号	平成 3年 3月30日			
	乾谷	相楽郡精華町大字乾谷	5. 8 0	国土交通省告示第192号	令和 3年 3月17日	—	—	
		1 2 1. 8 2						
中丹東 (綾部)	上林	綾部市八津合	1 7. 3 8	建設省告示第387号	昭和37年 3月 1日	—	○	S53. 10
			1 7. 3 8					
中丹西 (福知山)	小谷	福知山市大江町蓼原	8. 4 8	建設省告示第985号	昭和54年 5月17日	○		
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原	2. 8 7	国土交通省告示第279号	平成13年 3月21日			
	小谷(追加)	福知山市大江町蓼原、小原田	9 0. 0 4	国土交通省告示第705号	平成20年 6月 6日	(○)	○	S50. 11
		1 0 1. 3 9						
中丹東 (舞鶴)	朝代	舞鶴市朝代	7. 9 2	建設省告示第12号	昭和35年 1月 8日	—	—	
	大山	舞鶴市大山	5. 3 2	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	○	—	
			1 3. 2 4					
丹後 (宮津)	牧	宮津市大字日ヶ谷	5. 9 2	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	—	○	
	藪田	宮津市大字日ヶ谷	1 4. 6 9	建設省告示第13号	昭和35年 1月 8日	○		
	本村	宮津市日ヶ谷	3 8. 7 0	建設省告示第3545号 (建設省告示第830号)	昭和41年10月22日 (平成2年3月31日改正)	○		
	寺領	与謝郡伊根町大字寺領	9. 0 4	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日	—	—	S43. 4
	長江	宮津市字長江	7. 9 0	建設省告示第1041号	昭和51年 7月 6日	—	—	
	菅野	与謝郡伊根町大字菅野	2 5. 0 0	建設省告示第850号	昭和57年 3月26日	○		
	落山	宮津市大字日ヶ谷	1 5. 7 0	建設省告示第824号	昭和62年 3月27日	—	—	
	河来見	与謝郡伊根町大字野村	1 9. 0 1	建設省告示第299号	平成 9年 2月28日	—	—	
		1 3 5. 9 6						
丹後 (峰山)	間人	京丹後市丹後町大字間人	1 5. 9 4	建設省告示第3545号	昭和41年10月22日	—	—	
			1 0. 0 4	(国土交通省告示303号)	(平成19年3月13日)			
			2 5. 9 8					
	計	2 2箇所(追加含めると 2 7箇所)	4 3 8. 1 4				9箇所	

第10節 急傾斜地崩壊対策計画

第1 現 状

府内における急傾斜地（傾斜度 30° 以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,316箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。

これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、341箇所となっている。

また、府内には雪崩により人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所（豪雪地帯であって斜面勾配 15° ・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、その対策を講じる。

第2 計画の方針と内容

急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、

- 1 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。
- 2 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- 3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。

急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧

令和5年4月1日現在

事務所	市町村名	危険区域名	所在地	指定年	追加指定年	面積(ha)	告示年月日	告示番号	告示区域名	備考	
京都	京都市	1 丸山	左京区北白川	S54	H14	3.04	昭54.09.11	第592号			
		2 ケシ山	北区上賀茂	H16		0.40	平14.03.22	第168号			
		3 久多	左京区久多	H24		1.29	平16.03.26	第205号			
		4 周山	周山	S53		0.49	昭53.06.20	第381号			
		5 上弓削	上弓削	S57		0.63	昭57.11.05	第809号			
		6 橋向	橋向	S57		0.25	昭57.11.05	第809号			
		7 比賀江	比賀江	S58		2.37	昭58.09.30	第642号			
		8 細野	細野	S61		1.36	昭61.03.25	第206号		H25.03.12 第107号 解除	
		9 宮ノ辻	細野	H25		0.66	平25.03.12	第108号		上記解除と同時に再指定告示	
		10 中地	中地	S63		2.79	昭63.03.30	第201号			
		11 宮	宮	H01		0.90	昭63.03.30	第201号			
		12 鷺宿道	細野	H05		3.88	平01.03.31	第250号			
		13 下黒田	下黒田	H11		0.84	平05.03.19	第194号			
		332 松室Ⅰ	西京区松室山添	R2		3.02	平11.12.03	第705号			
		333 松室Ⅱ	西京区松室山添	R2		0.85	令02.07.21	第420号			
			1.81	令02.07.21	第420号						
	小計 箇所	15									
	面積	23.22									
計	箇所	15				23.22					
乙訓	京都市	14 沓掛	西京区大枝沓掛	H14	H17	1.12	平14.03.29	第195号			
						0.53	平17.03.18	第161号			
		小計 箇所	1								
		面積	1.65								
	向日市	15 南山	南山	S62		H04	0.43	昭62.03.28	第200号		
		16 南山Ⅱ	南山	H19			1.57	平04.03.31	第248号		
		小計 箇所	2								
	面積	2.00									
長岡京市											
	小計 箇所	0									
	面積	0.00									
大山崎町	334 早稲田	大山崎	R2			1.28	令02.11.20	第607号			
	小計 箇所	1									
	面積	1.28									
計	箇所	4				4.93					
山城北	宇治市	17 下居	宇治	H10		1.17	平10.03.31	第218号			
		324 西笠取	西笠取	H28		1.20	平28.12.16	第658号			
		小計 箇所	2								
		面積	2.37								
	八幡市	18 男山	城ノ内	S56			0.55	昭56.03.17	第185号		
		19 杉谷不動	八幡	H08			0.19	平08.03.15	第188号		
		小計 箇所	2								
		面積	0.74								
	城陽市										
		小計 箇所	0								
		面積	0.00								
	京田辺市	20 松井	松井	S46			0.36	昭46.04.06	第186号		
		21 天王	天王	S54			5.43	昭54.11.27	第772号		
					S57			昭57.11.05	第809号	天王(2)	
					S58			昭58.09.30	第642号	天王(3)	
					S60			昭60.01.18	第25号	天王(4)	
					H04			平04.03.31	第248号	天王(5)	
				H04			平04.03.31	第248号	天王(6)		
			H18			平18.07.21	第445号	天王(7)			
	22 高船	高船	S56			0.67	昭56.03.17	第185号			
	23 岡村	大住	S59			0.29	昭59.04.03	第236号			
	小計 箇所	4									
	面積	6.75									
久御山町											
	小計 箇所	0									
	面積	0.00									
井手町	24 清水	清水	H17			0.43	平17.03.18	第161号			
	25 平山	平山	H17			0.34	平17.12.09	第646号			
	小計 箇所	2									
	面積	0.77									
宇治田原町	26 老中	老中	S58			0.12	昭58.04.22	第310号			
	27 西谷	湯屋谷	S62			0.51	昭62.03.28	第200号			
							平18.02.03	第57号			
	28 塩谷	湯屋谷	S63		H18	4.59	昭63.03.30	第201号	塩谷Ⅱ	H05.11.05 第657号 解除	
					H01		平01.03.31	第205号		H05.11.05 第657号 解除	
					H05		平05.11.05	第656号			
					H13		平13.02.16	第77号			
	29 石詰	湯屋谷	H02			5.47	平02.03.31	第254号			
					H14		平14.03.05	第114号			
					H16		平16.03.26	第205号			
30 立川	立川	H03			0.97	平03.03.29	第230号				
31 中谷	湯屋谷	H07			5.96	平07.03.24	第215号				
32 茶屋谷	奥山田	H10			1.05	平10.08.07	第487号				
33 西谷Ⅱ	湯屋谷	H18			1.56	平18.02.03	第57号				
	小計 箇所	8									
	面積	20.23									
計	箇所	18				30.86					
山城南	木津川市 (旧山城町)	34 山口	綺田	H06		1.04	平06.03.25	第236号			
		35 神童子	神童子	H21		0.07	平21.10.09	第514号			
		36 鹿青山	鹿青山	S48		4.30	昭48.03.30	第154号			
		37 二本松	里	S56		1.02	昭56.07.31	第579号			
		38 岡崎Ⅰ	岡崎	S61		0.25	昭61.03.25	第206号	岡崎(1)		
		39 岡崎Ⅱ	岡崎	S61		0.25	昭61.03.25	第206号	岡崎(2)		
		40 上垣外	注	H21		0.75	平21.07.10	第356号			
		41 大野	大野	H21		4.25	平21.10.09	第514号			

		111 川原	故屋岡町	H10		1.38	平10.03.31	第218号		
		112 市野瀬Ⅰ	五泉町	H11		0.86	平11.12.03	第705号		
		113 市野瀬Ⅱ	五泉町	H11		0.46	平11.12.03	第705号		
		114 八代	八代町	H12		1.18	平12.08.25	第523号		
		115 淵垣	淵垣町	H13		0.27	平13.02.16	第77号		
		116 篠田	篠田町	H14		1.86	平14.03.05	第114号		
		117 上谷	下八田町	H17		0.99	平17.08.02	第453号		
		118 八代Ⅱ	八代町	H18		0.25	平18.10.17	第551号		
		119 八代Ⅲ	八代町	H18		0.31	平18.10.17	第551号		
		120 長瀬	鷹栖町	H19		0.80	平19.11.27	第604号		
		121 八代Ⅳ	八代町	H20		0.28	平20.04.11	第188号		
		122 篠田Ⅱ	篠田町	H22		0.34	平22.09.03	第442号		
		123 古和木	故屋岡町	H22		0.15	平22.10.05	第488号		
		124 五泉	五泉町	H24		0.61	平24.06.22	第413号		
		125 位田Ⅲ	位田町	H26		0.36	平26.08.08	第436号		
		126 老富	老富町	H27		0.13	平27.07.07	第382号		
		127 井根Ⅰ	井根町平垣	H27		0.64	平27.07.14	第392号		
		128 井根Ⅱ	井根町中筋	H27		1.55	平27.07.14	第392号		
		323 有岡	有岡町	H28		0.58	平28.11.04	第601号		
	小計 箇所 面積	46 49.45								
舞鶴市		29 東吉原 荒田	下安久 余部	S45 S45		0.67	昭45.04.21 昭45.12.08	第228号 第663号		H04.03.31 第248号 解除
					S57 S61		昭57.11.05	第809号	荒田(2)	
		130 西吉原	下安久	S47		0.40	昭47.01.25	第29号		
		131 朝代	朝代	S48		7.20	昭48.03.30	第154号		
		132 西吉原Ⅱ	西吉原	S49		1.08	昭49.12.10	第707号	西吉原Ⅱ(2)	
		133 橋	余部下	S56		0.79	昭56.07.31	第579号	橋Ⅱ	
					S59		昭59.04.03	第236号		
		134 下福井	下福井	S56		1.50	昭56.12.28	第930号		
		135 北吸	北吸	S56		0.36	昭56.12.28	第930号		
		136 福来	福来	S56		1.90	昭56.12.28	第930号		
		137 大宮	行永	S57		0.37	昭57.11.05	第809号		
					S60		昭60.01.18	第25号	大宮(2)	
					S60		昭60.01.18	第25号	大宮(3)	
		138 栄町	余部下	S59		0.60	昭59.04.03	第236号		
		139 榎	余部下	S60		0.95	昭60.01.18	第25号		
		140 平	平	S61		0.19	昭61.03.25	第206号		
		141 溝尻	溝尻中町	S62		0.53	昭62.03.28	第200号		
		142 西若宮	余部上	S62		0.90	昭62.03.28	第200号		
					H02		平02.03.31	第254号		H06.03.25 第237号 解除
		143 道芝	余部上	S63		1.41	昭63.03.30	第201号		
		144 市場	市場	H01		1.17	平01.03.31	第250号		
		145 余部上	余部上	H01		1.08	平01.03.31	第250号		
		146 大宮下	行永	H02		0.08	平02.03.31	第254号		
		147 片山	浜	H02		0.96	平02.03.31	第254号		
		148 下溝尻	溝尻	H02		0.52	平02.03.31	第254号		
		149 北吸Ⅱ	北吸	H04		0.09	平04.03.31	第248号		
		150 双葉	余部下	H05		1.12	平05.03.19	第194号		
		151 奥母	余部下	H06		3.13	平06.03.25	第236号		西若宮(H02.03.31で指定の区域)をすべて含む
		152 道芝Ⅱ	余部上	H07		0.69	平07.03.24	第215号	道芝	
		153 岸谷	岸谷	H08		1.99	平08.03.15	第188号		
		154 加津良	長浜	H09		0.48	平09.02.07	第63号		
		155 千歳	千歳	H09		0.62	平09.02.07	第63号		
		156 今田	今田	H09		0.88	平09.02.07	第63号		
		157 道芝Ⅲ	余部上	H10		1.23	平10.03.31	第218号		
		158 北吸Ⅲ	北吸	H10		0.75	平10.03.31	第218号		
		159 下東	下東	H11		2.51	平11.12.03	第705号		
		160 下安久	下安久	H12		0.99	平12.10.10	第585号		
		161 千歳Ⅱ	千歳	H13		0.46	平13.03.30	第200号		
		162 富室	富室	H14		1.39	平14.03.05	第114号		
					H16		平16.11.16	第646号		
		163 道芝Ⅳ	余部上	H14		1.30	平14.07.09	第385号		
		164 白杉	白杉	H15		1.00	平15.03.11	第148号		
		165 富室Ⅱ	富室	H17		0.91	平17.03.18	第161号		H20.02.01 公報で正誤あり
					H20		平20.02.01	第43号		
		166 富室Ⅲ	富室	H17		1.21	平17.03.18	第161号		
		167 奥母Ⅱ	余部	H18		0.33	平18.02.21	第84号		
		168 八田	八田	H18		1.55	平18.04.18	第275号		
		169 大丹生	大丹生	H19		0.98	平19.09.07	第473号		
		170 久田美	久田美	H19		2.94	平19.10.12	第519号		
		171 下見谷	下見谷	H21		0.48	平21.12.18	第642号		
		172 西方寺	西方寺	H22		0.64	平22.10.05	第488号		
		173 地頭	地頭	H23		1.54	平23.05.20	第280号		
					H24		平24.12.21	第717号	追加	
		174 小俣	小俣	H23		0.57	平23.09.09	第468号		
		175 大丹生Ⅱ	大丹生	H26		2.11	平26.08.01	第428号		
		176 志高	志高	H26		2.40	平26.08.19	第443号		
		177 八戸地	八戸地	H26		0.34	平26.10.03	第550号		
		178 小原	桑飼上	H27		0.86	平27.12.22	第668号		H27.12.18第643号告示はH27.12.22第667号で取消
		326 志高Ⅱ	志高	H29		2.93	平29.08.25	第477号		
		327 大波下	大波下	H29		1.89	平29.12.01	第668号		
	小計 箇所 面積	52 63.38								
計	箇所	98				112.83				
中丹西	福知山市	179 西岡	西岡	S47		0.40	昭47.01.25	第29号		
		180 岡ノ上	岡ノ上	S56		0.61	昭56.03.17	第185号		
		181 石本	上天津	S57		2.46	昭57.11.05	第809号		
		182 鴨谷Ⅰ	今安	H04		0.80	平04.03.31	第248号		
		183 談	談	H04		1.13	平04.03.31	第248号		
		184 鴨谷Ⅱ	今安	H05		0.88	平05.11.05	第656号	鴨谷(Ⅱ)	
		185 岡ノ上Ⅱ	岡ノ上	H11		0.07	平11.03.26	第226号		
		186 法用	談	H12		1.62	平12.04.28	第309号		
					H13		平13.03.30	第200号		
		187 上荒河	荒河	H12		0.23	平12.04.28	第309号		
		188 瘤木Ⅰ	瘤木	H16		1.61	平16.09.14	第545号	瘤木(Ⅰ)	
		189 瘤木Ⅱ	瘤木	H16		1.07	平16.09.14	第545号	瘤木(Ⅱ)	
		190 西佳屋野	前田	H17		0.30	平17.08.02	第453号		
		191 下天津	下天津	H19		2.45	平19.12.14	第619号		
		192 下小田	下小田	H23		2.28	平23.01.21	第66号		
		193 上荒河Ⅱ	荒河	H27		0.18	平27.11.27	第617号	上荒河Ⅱ	
	(旧三和町)									
	(旧夜久野町)	194 中田	板生	S45		0.66	昭45.12.08	第663号		
	(旧夜久野町)	195 額田	額田	S47		1.10	昭47.01.25	第29号		

(旧夜久野町)	196 向	額田	S48	S52	1.35	昭52.01.25	第35号		
(旧夜久野町)	197 額田奥	額田	S54		0.52	昭48.03.30	第154号		
(旧夜久野町)	198 井田	井田	S54		3.26	昭54.11.27	第772号		
(旧夜久野町)				S56		昭54.06.26	第429号		
(旧夜久野町)				S60		昭56.12.28	第930号		
(旧夜久野町)	199 末	末	S60		2.50	昭60.01.18	第25号	井田(3)	
(旧夜久野町)				H05		平05.03.19	第194号		H05.03.19 第194号 解除
(旧夜久野町)	200 下千原	千原	S62		1.12	昭62.03.28	第200号		
(旧夜久野町)	201 今西中	今西中	S62		2.65	昭62.03.28	第200号		
				H10		平10.08.07	第487号		
(旧夜久野町)	202 今西中Ⅱ	今西中	H01		0.64	平01.03.31	第250号	今西中(Ⅱ)	
(旧夜久野町)	203 上千原	千原	H02		0.51	平02.03.31	第254号		
(旧夜久野町)	204 下千原Ⅱ	千原	H02		0.61	平02.03.31	第254号	下千原(Ⅱ)	
(旧夜久野町)	205 板生上町	板生	H03		0.91	平03.03.29	第230号		
(旧夜久野町)	206 大坪	今西中	H05		1.14	平05.03.19	第194号		
(旧夜久野町)	207 副谷	直見副谷	H07		1.49	平07.03.24	第215号		
(旧夜久野町)	208 下千原Ⅲ	千原	H08		1.03	平08.01.23	第33号	下千原(Ⅲ)	
(旧夜久野町)	209 桑谷	直見	H11		1.58	平11.03.26	第226号		
(旧夜久野町)	210 小田垣	今西中	H12		0.81	平12.04.28	第309号		
(旧夜久野町)	211 三谷	三谷	H12		2.60	平12.04.28	第309号		
				H14		平14.03.05	第114号		
(旧夜久野町)	212 平野	平野	H16		0.83	平16.03.26	第205号		
(旧夜久野町)	213 野田	千原	H16		1.10	平16.03.26	第205号		
(旧夜久野町)	214 三谷Ⅱ	三谷	H18		1.70	平18.04.18	第275号		
(旧大江町)	215 河守	河守	S56		0.40	昭56.12.28	第930号		
(旧大江町)	216 公庄	公庄	S56		2.43	昭56.03.17	第185号		
(旧大江町)	217 公庄Ⅱ	公庄	S61		1.21	昭61.03.25	第206号	公庄(2)	
(旧大江町)	218 公庄Ⅲ	公庄	S63		6.62	昭63.03.30	第201号	公庄(3)	
(旧大江町)	219 蓼原	蓼原	H02		2.03	平02.03.31	第254号		
				H05		平05.11.05	第656号		
(旧大江町)	220 金屋	金屋	H05		1.70	平05.05.18	第345号		
(旧大江町)	221 波美	波美	H10		2.40	平10.03.31	第218号		
(旧大江町)	222 金屋Ⅱ	金屋	H11		1.39	平11.03.26	第226号		
(旧大江町)	223 公庄Ⅳ	公庄	H13		1.84	平13.03.30	第200号		
				H19		平19.12.14	第619号		
(旧大江町)	224 三箇上	三箇	H17		0.69	平17.08.02	第453号		
(旧大江町)	225 阿良須	北有路	H17		1.95	平17.08.02	第453号		
(旧大江町)	226 波美Ⅱ	波美	H18		0.16	平18.03.24	第172号		
(旧大江町)	227 日藤	日藤	H19		0.46	平19.03.02	第110号		
(旧大江町)	228 日藤Ⅱ	日藤	H19		0.84	平19.04.20	第258号		
(旧大江町)	229 日藤Ⅲ	日藤	H20		0.18	平20.09.16	第407号		
(旧大江町)	230 三河	三河	H22		1.46	平22.12.07	第579号		
(旧大江町)	231 北二	北有路	H24		1.24	平24.09.28	第581号		
(旧大江町)	331 三河Ⅱ	三河	R1		1.05	令01.12.17	第388号		
(旧大江町)	332 三河Ⅱ	三河		R3	0.84	令03.04.02	第202号		
(旧大江町)	338 三河Ⅲ	三河	R4		0.99	令04.01.14	第13号		
(旧大江町)	339 三河Ⅳ	三河	R4		0.81	令04.01.14	第13号		
小計 箇所	56								
面積	74.89								
計	56				74.89				
丹後	宮津市								
		232 杉ノ末	万年	S46	0.25	昭46.04.06	第186号		
		233 大久保	大久保	S48	0.35	昭48.03.30	第154号		
		234 長江	長江	S48	6.95	昭48.03.30	第154号		
						平03.03.29	第230号		
		235 池ノ谷	万年	S60	1.48	昭60.01.18	第25号		
		236 池ノ谷Ⅱ	万年	S62	0.32	昭62.03.28	第200号	池ノ谷(2)	
		237 池ノ谷Ⅲ	万年	H01	0.14	平01.03.31	第250号	池ノ谷(Ⅲ)	
		238 島蔭	島蔭	H02	0.47	平02.03.31	第254号		
		239 里波見	里波見	H03	0.61	平03.03.29	第230号		
		240 京口	京口	H05	0.73	平05.11.05	第656号		
		241 里波見Ⅱ	里波見	H07	0.28	平07.03.24	第215号		
		242 杉末	杉末	H08	0.10	平08.01.23	第33号		
		243 岩ヶ鼻	岩ヶ鼻	H11	0.45	平11.03.26	第226号		
		244 小田宿野	小田宿野	H20	0.82	平20.02.05	第48号		
		245 里波見Ⅲ	里波見	H26	0.84	平26.01.31	第47号		
		246 小香河	小田前田	H27	0.75	平27.10.16	第547号		
		322 万町	万年	H28	0.13	平28.08.26	第485号		
		337 小田宿野Ⅱ	小田宿野	R3	0.90	令03.12.28	第698号		
小計 箇所	17								
面積	15.57								
京丹後市	(旧峰山町)	247 室	室	S48	0.96	昭48.03.30	第154号		
	(旧峰山町)					平13.03.30	第200号		
	(旧峰山町)	248 五箇	下山	H24	0.34	平24.08.24	第508号		
	(旧大宮町)	249 口大野	口大野	S61	1.06	昭61.03.25	第206号		
	(旧大宮町)	250 奥大野	奥大野	H18	1.58	平18.02.21	第84号		
	(旧大宮町)	251 口大野Ⅱ	口大野	H20	0.38	平20.08.08	第357号		
	(旧網野町)	252 岡田	木津	S54	0.84	昭54.06.26	第429号		
	(旧網野町)	253 銚子山	網野	S56	2.08	昭56.07.31	第579号		
	(旧網野町)					昭58.09.30	第642号	銚子山(2)	
	(旧網野町)			H58		昭63.03.30	第201号	銚子山(3)	
	(旧網野町)	254 下和田	下和田	S57	1.16	昭57.03.12	第164号		
	(旧網野町)	255 桃山	桃山	S57	1.31	昭57.11.05	第809号		
	(旧網野町)	256 中立	木津	S58	1.26	昭58.09.30	第642号		
	(旧網野町)	257 小浜	小浜	S60	1.02	昭60.01.18	第25号		
	(旧網野町)	329 小浜Ⅱ	小浜	H30	1.29	平30.09.18	第508号		
	(旧網野町)	258 塩江	浜詰	S62	3.25	昭62.03.28	第200号		
	(旧網野町)					平01.03.31	第250号		
	(旧網野町)	259 三明谷	木津	S63	1.13	昭63.03.30	第201号		
	(旧網野町)	260 三津南	三津	H02	0.70	平02.03.31	第254号		
	(旧網野町)					平08.03.15	第188号		
	(旧網野町)	261 三津北	三津	H02	1.04	平02.03.31	第254号		
	(旧網野町)	262 加茂川	木津	H03	1.38	平03.03.29	第230号		
	(旧網野町)	263 三津東	三津	H07	0.35	平07.03.24	第215号		
	(旧網野町)	264 浅茂川	浅茂川	H08	0.52	平08.03.15	第188号		
	(旧網野町)	265 三津南Ⅱ	三津	H10	0.10	平10.03.31	第218号		
	(旧網野町)	266 上野	木津	H10	0.79	平10.03.31	第218号		
	(旧網野町)	267 新庄	新庄	H14	2.93	平14.03.29	第195号		
						平15.02.14	第87号		
(旧網野町)	268 新庄Ⅱ	新庄	H20		4.27	平20.11.14	第499号		
(旧丹後町)	269 中浜	中浜	S45		1.46	昭45.12.08	第663号		
(旧丹後町)				S62		昭62.03.28	第200号		
(旧丹後町)	270 間人	間人	S48		8.64	昭48.03.30	第154号		
(旧丹後町)				S56		昭56.07.31	第579号		
(旧丹後町)	271 平	平	S56		1.05	昭56.12.28	第930号		

	(旧丹後町)			H16		平16.03.26	第205号		
	(旧丹後町)			H31		平31.03.08	第101号		
	(旧丹後町)	272 袖志	袖志	S62	1.92	昭62.03.28	第200号		
	(旧丹後町)	273 間人Ⅱ	間人	H01	1.36	平01.03.31	第250号	間人(Ⅱ)	
	(旧丹後町)	274 間人Ⅲ	間人	H02	0.25	平02.03.31	第254号		
	(旧丹後町)	275 大山	大山	H04	1.30	平04.03.31	第248号		
	(旧丹後町)	276 中浜Ⅱ	中浜	H06	0.25	平06.03.25	第236号		
	(旧丹後町)	277 吉永	吉永	H10	4.29	平10.03.31	第218号		
	(旧丹後町)	278 此代	此代	H11	0.32	平11.03.26	第226号		
	(旧丹後町)	279 久備	久備	H12	1.59	平12.04.28	第309号		
	(旧丹後町)	280 間人小泊	間人	H22	0.05	平22.01.12	第6号		
	(旧丹後町)	281 間人谷	間人	H22	1.42	平22.12.03	第578号		
	(旧弥栄町)	282 溝谷	溝谷	S49	0.39	昭49.12.10	第707号		
	(旧弥栄町)	283 吉沢	吉沢	H01	1.33	平01.03.31	第250号		
	(旧弥栄町)	284 和田野	和田野	H01	3.01	平01.03.31	第250号		
	(旧弥栄町)	285 外村	溝谷	H07	4.06	平07.03.24	第215号		
				H10		平10.03.31	第218号		
				H14		平14.03.29	第195号		
	(旧弥栄町)	286 黒部	黒部	H08	0.71	平08.03.15	第188号		
	(旧弥栄町)	287 吉沢Ⅱ	吉沢	H18	0.96	平18.12.15	第643号		H21.10.06 公報で正誤あり
	(旧久美浜町)	288 向町	向町	H07	2.14	平07.04.28	第296号		
				H11		平11.12.03	第705号		
	(旧久美浜町)	289 河梨Ⅰ	河梨	H12	0.20	平12.08.25	第523号		
	(旧久美浜町)	290 河梨Ⅱ	河梨	H12	2.69	平12.08.25	第523号		
				H21		平21.01.13	第15号		
	小計 箇所	45							
	面積	69.13							
伊根町		291 亀島	平田	S46	1.30	昭46.04.06	第186号		
		292 蒲入	蒲入	S46	2.02	昭46.04.06	第186号		
				S51		昭51.08.03	第438号		
				S62		昭62.03.28	第200号		
		293 西平田	平田	S48	6.00	昭48.03.30	第154号		
		294 東平田	平田	S57	0.20	昭57.03.12	第164号		
		295 日出	日出	S58	0.63	昭58.09.30	第642号		
				S62		昭62.03.28	第200号		
		296 大浦	平田	S60	0.68	昭60.01.18	第25号		
		297 新井	新井	S62	1.13	昭62.03.28	第200号		
		298 本庄浜	本庄浜	S62	0.56	昭62.03.28	第200号		
		299 大浦Ⅱ	平田	H01	0.25	平01.03.31	第250号	大浦	
		300 泊	泊	H01	2.12	平01.03.31	第250号		
		301 本庄上	本庄	H01	0.68	平01.03.31	第250号		
		302 井室	井室	H04	1.96	平04.03.31	第248号		
		303 六方部	六方部	H05	1.41	平05.05.18	第345号		
		304 野尻	本庄上	H05	0.33	平05.05.18	第345号		
		305 小泊	泊	H07	1.41	平07.03.24	第215号		
		306 本庄宇治	本庄宇治	H13	2.05	平13.03.30	第200号		
				H16		平16.03.26	第205号		
		307 本庄浜Ⅱ	本庄浜	H14	0.76	平14.03.22	第168号		
		308 本庄浜Ⅲ	本庄浜	H21	1.37	平21.01.13	第15号		
		309 六方部Ⅱ	井室	H26	2.09	平26.02.21	第66号		
		335 本庄上	本庄上	R2	1.64	令02.12.25	第702号		
		336 小坪	小坪	R3	0.53	令03.09.14	第507号		
		小坪	小坪	R4	1.70	令04.05.20	第324号		
	小計 箇所	21							
	面積	30.82							
与謝野町	(旧加悦町)	310 算所	算所	S45	0.88	昭45.04.21	第228号	○	0.34
				S47		昭47.01.25	第29号		0.25
				S57		昭57.03.12	第164号	○	0.29
	(旧加悦町)	311 算所Ⅱ	算所	S56	0.09	昭56.03.17	第185号	算所	ok
	(旧加悦町)	312 天神山	加悦	H01	1.36	平01.03.31	第250号		ok
	(旧加悦町)	325 奥滝	滝	H29	0.05	平29.05.12	第286号		
	(旧岩滝町)	313 男山	男山	S48	0.70	昭48.03.30	第154号		
	(旧岩滝町)	314 弓ノ木	弓木	S62	1.17	昭62.03.28	第200号		
	(旧岩滝町)	315 大内	弓木	H08	0.93	平08.01.23	第33号		
				H10		平10.03.31	第218号		
	(旧岩滝町)	316 石田	弓木	H20	1.12	平20.02.26	第78号		
	(旧野田川町)	317 石川	石川	S47	5.57	昭47.01.25	第29号		
				S56		昭56.07.31	第579号	石川Ⅱ	
	(旧野田川町)	318 三河内	三河内	S57	0.45	昭57.11.05	第809号		
	(旧野田川町)	319 石川Ⅱ	石川	S59	0.21	昭59.04.03	第236号	石川Ⅲ	
	(旧野田川町)	320 龜山	石川	S61	2.71	昭61.03.25	第206号		
	(旧野田川町)	321 上地	石川	H09	0.90	平09.02.07	第63号		
	小計 箇所	13							
	面積	16.14							
計	箇所	96							
合計	箇所	341			131.66				

第11節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種別	法指定	事業の種類	根拠法令
土石流	砂防指定地 保安林指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 ・特定緊急砂防事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域 区域等なし保安林指定地 区域等なし	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊防止事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・地方財政法 ・森林法
地すべり	地すべり防止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり対策事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 ・特定緊急地すべり対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
雪崩		<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急雪崩対策事業 	

土砂災害警戒区域等一覧表

(令和5年4月1日現在)

市町村別		林地保全			農地保全	
		山地災害危険地(国有林分)			なだれ危険地	地すべり
		山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり		
京都林務	京都市	304(34)	336(39)			
	向日市	2				
	長岡京市	19	7			
	大山崎町	8	1			
	小計	333(34)	344(39)			
京都府 山城 広域振興局	宇治市	44	50			
	城陽市		3			
	久御山町					
	八幡市	5				
	京田辺市	3	1			1
	井手町	1(8)	3			
	宇治田原町	53	46	1		
	木津川市	89(1)	21(1)			
	笠置町	27	16			
	和束町	38	36			1
	精華町	5				
	南山城村	52	21			
小計	317(9)	197(1)	1		2	
京都府 南丹 広域振興局	亀岡市	111	164	1		
	南丹市	252	209		91	
	京丹波町	64(2)	112(4)	1		
	小計	427(2)	485(4)	2	91	
京都府 中丹 広域振興局	綾部市	255	191(7)		3	
	福知山市	399	401	4	10	
	舞鶴市	353	219(3)	7	8	
	小計	1007	811(10)	11	21	
京都府 丹後 広域振興局	宮津市	119(7)	110(2)	4	4	
	与謝野町	78	85		18	
	伊根町	50(1)	23	2	21	
	京丹後市	445(2)	215(3)	6	87	1
	小計	692(10)	433(5)	12	130	1
合計		2,776 (55)	2,270 (59)	26	242	3

土砂災害警戒区域等指定状況(R5.4.1)

市町村名 (土木事務所名)	最終見込み		指定数							
			計		土石流		急傾斜		地すべり	
	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別	警戒	特別		特別
京都市	2,404	2,045	2,406	2,045	930	616	1,476	1,429	0	0
京都土木 小計	2,404	2,045	2,406	2,045	930	616	1,476	1,429	0	0
西京区一部	119	95	119	95	38	23	79	72	2	0
向日市	14	10	14	10	1	1	13	9	0	0
長岡京市	52	43	52	43	19	12	33	31	0	0
大山崎町	31	26	31	26	8	5	23	21	0	0
乙訓土木 小計	216	174	216	174	66	41	148	133	2	0
宇治市	269	223	269	223	109	72	160	151	0	0
城陽市	18	15	18	15	4	1	14	14	0	0
八幡市	46	35	46	35	11	3	35	32	0	0
京田辺市	160	121	160	121	41	17	118	104	1	0
井手町	50	35	50	35	20	5	30	30	0	0
宇治田原町	194	158	193	157	94	59	98	98	1	0
久御山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山城北土木 小計	737	587	736	586	279	157	455	429	2	0
木津川市	355	294	318	257	75	29	240	228	3	0
笠置町	92	70	92	70	40	23	51	47	1	0
和束町	136	101	136	101	52	24	81	77	3	0
精華町	88	79	68	60	4	1	62	59	2	0
南山城村	164	141	164	141	60	39	104	102	0	0
山城南土木 小計	835	685	778	629	231	116	538	513	9	0
右京区一部	19	18	19	18	9	8	10	10		
亀岡市	756	624	755	623	325	203	429	420	1	0
南丹市	1,772	1,538	1,752	1,522	691	476	1,060	1,046	1	0
京丹波町	1,379	1,194	1,376	1,191	565	396	809	795	2	0
南丹土木 小計	3,926	3,374	3,902	3,354	1,590	1,083	2,308	2,271	4	0
舞鶴市	2,209	1,822	2,209	1,822	985	614	1,218	1,208	6	0
綾部市	1,671	1,369	1,671	1,369	707	424	961	945	3	0
中丹東土木 小計	3,880	3,191	3,880	3,191	1,692	1,038	2,179	2,153	9	0
福知山市	2,364	2,046	2,344	2,029	941	647	1,395	1,382	8	0
中丹西土木 小計	2,364	2,046	2,344	2,029	941	647	1,395	1,382	8	0
宮津市	609	475	609	475	276	153	324	322	9	0
京丹後市	1,764	1,478	1,764	1,478	574	329	1,181	1,149	9	0
伊根町	136	111	136	111	37	20	91	91	8	0
与謝野町	485	410	485	410	257	183	228	227	0	0
丹後土木 小計	2,994	2,474	2,994	2,474	1,144	685	1,824	1,789	26	0
市町村にまたがる指定箇所	-18	-7	-18	-7	-11	-3	-7	-4	0	0
合計	17,338	14,569	17,238	14,475	6,862	4,380	10,316	10,095	60	0

第6章 農業用施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 現況

第1 現況

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、府内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設として、その役割を担っているが、これらは、自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

第2 農業用ため池

農業用ため池は府内に約1,500箇所あり、耕地面積の約4割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。

具体的な選定基準は以下のとおりとし、選定は地域の実情を十分に把握している市町村と協議の上、京都府が行う。

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ・ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ・地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から京都府及び市町村が必要と認めるもの

第3 地すべり防止区域

地すべりは、発生地域の地形、地質等の状況により、千差万別であるが、一般的には、土地の一部が下部前方に移動し上部は滑落崖となり、下部は押し出されて隆起することが多い。

京都府における農地保全に係る「地すべり防止区域」は次表のとおりである。

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域

地域名	所在地	面積	地層	適 用
園	相楽郡和束町園	11.82ha	第三紀層	昭和55年度指定（農林水産省）
天王黒岩 〃	京田辺市天王黒岩 〃	10.67ha 1.33ha	新第三紀層 新第三紀層	平成3年度指定（農林水産省） 平成10年度指定（農林水産省）
俵野	京丹後市網野町俵野	23.06ha	新第三紀層	平成5年度指定（農林水産省）

なお、地すべりによる農地および農業用施設の保全と下流地域への波動被害を防止するため、危険箇所の調査を行い、必要に応じて対策事業を実施する。園地域においては昭和55年度から対策事業（府営）を実施し、昭和63年度完了となっている。天王黒岩地域においては平成3年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成4年度から対策事業（府営）を実施し、平成13年度に完了している。俵野地域においては、平成4年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成5年度からは対策事業（府営）を実施し、平成11年度に完了している。

第2節 計画の方針

第1 一般事項

豪雨、洪水、地震、高潮および津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第2 農業用施設関係

災害の未然防止を図るため、市町村及び施設管理者は農業用施設の防災対策を計画する。

広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要する農業用施設については、関係市町村及び施設管理者に注意を喚起するとともに、施設整備の早期実施を指導する。

また、施設被災（以下「一次災害」という。）に伴い人家や公共施設に被害（以下「二次災害」という。）が予想される施設については、広域振興局等は、ハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を順次進めていくよう関係市町村及び施設管理者を指導する。

併せてため池については、気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など、洪水対策の充実に努める。さらに、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策」を積極的に活用し、緊急性等を踏まえて、ため池の施設整備を実施する。

第3節 計画の内容

農業用施設の一次災害予防と施設の安全対策及び二次災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・支援する。

第1 一般事項

1 ソフト対策

(1) 農業用施設台帳整備と定期点検

農業用施設の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、関係市町村が整備する各種農業用施設台帳を備え付けるとともに、各市町村等に定期点検調査を促す。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して、定期的に点検調査を実施し、異常の早期発見や放水に支障となる流木の除去等に努めるとともに、豪雨が予想される際に事前の排水操作を徹底するよう助言・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。なお、増水時の排水操作を的確に実施するため、監視装置、水位計の設置や排水口の遠隔操作機能（ICT）の付加を検討する。

(2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図るよう関係市町村に促す。

特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、助言・支援する。

なお、関係市町村は、作成したハザードマップの下流の人家等への配付により危険情報を共有する等公

表に努めるとともに、府は、公表の際には京都府マルチハザード情報提供システムに掲載する。

また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、防災情報として関係者に提供するシステム整備を進めるとともに、関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

2 人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし事故防止の積極的な協力を呼びかけること。

第2 個別事項

1 大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業用施設の一次災害を防止するための日常的な対応措置をとること。

(1) 農業用ため池

- ア 巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈り及び流木除去の励行
- イ 斜樋底樋の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 洪水吐き及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流の徹底
- カ 農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管
- キ 未利用ため池の廃止

(2) 頭首工

- ア 洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落としのものを含む。）の整備点検、操作の演習
- イ 取水ゲートからの河水流入防止措置

(3) 用排水路

- ア しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作

(4) 用排水機場（ポンプ）

- ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転
- イ ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- ウ 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- エ 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(5) 農道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(6) 工事中の施設

仮締切の点検

2 雪害対策

(1) 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。

(2) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

3 地震対策

(1) 農地や農業用施設の一次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害

が明確に把握できるようにしておくこと。

- (2)地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に二次災害を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用について検討すること。

4 高潮・津波対策

農業用海岸保全施設については、常に破損等を調査し、高潮、津波による破壊と接する農地の流失を未然に防止するよう十分考慮すること。

第7章 内水対策計画

近畿地方整備局
府農林水産部
府建設交通部

第1節 内水対策の現況

府内の大河川である宇治川・木津川・桂川・由良川は、いずれも中流・下流域においては縦断勾配の緩やかな築堤河川となっている。大河川沿いの低平地には古くから水田が開けて農村集落が形成されていたが、戦後の高度成長期には大都市近郊の新興住宅地として急速に市街化が進んだ地域もある。

これら低平地の多くは、大河川の増水時には地盤高が河川水位よりも低く、内水による浸水被害を軽減するためポンプによる防排除を含めた総合的な内水対策が必要である。このため、大河川を管理する国土交通省や支川（内水河川）を管理する京都府（京都市）により設置された排水機場のほか、耕地・農村集落を中心とした地域は土地改良区等（一部は農林水産省・京都市）が、市街地を中心とした地域は下水道管理者としての市町（一部は京都府）がポンプ場を設けて内水の排除を行っている。また、ポンプ場の整備と併せて土地改良区等と下水道管理者はポンプ場に至るまでの開水路や管渠の整備も行っており、更に近年では下水道で貯留施設を整備する事例も増えてきている。

平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨により由良川流域において、内水被害が発生したことから、由良川減災対策協議会大規模内水対策部会において、沿川自治体や関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

第2節 内水河川における対策

第1 古川

- 近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

	久御山排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	90m ³ /s
排水先	宇治川

- 木津川右岸の久御山町、宇治市、城陽市を流下する古川流域では、過去から幾度となく洪水が発生し浸水被害を受けてきた。特に高度成長期に流域内の丘陵地の宅地化が急速に進行する中、昭和61年の大規模な浸水被害を契機に城陽排水機場の整備に着手し、平成2年から運用を開始した。

	城陽排水機場
施設管理者	京都府
総能力	15m ³ /s
排水先	木津川

第2 岡本川

宇治川右岸の宇治市街地を流下する岡本川流域では、市街化の進展とともに宇治川からの逆流や宇治川水

位上昇時の排水不良による内水被害が頻発するようになり、昭和51年度に内水排除を目的に針ノ木排水機場が最下流部に設置された。

	針ノ木排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	3 m ³ /s
排水先	宇治川

第3 堂の川

昭和28年9月台風13号、昭和34年8月、昭和36年6月の大雨による被害は甚大で、山科川は各所にわたり越流氾濫し、一方、淀川本川の背水の影響を受けて下流部の低地帯は、ほぼOP+17.5mで浸水を繰り返してきた。水害に対処するため、近畿地方整備局、京都府による山科川改修計画が立案され、築堤は一級河川指定区間については暫定的完了し、一級河川指定区間外区間についてもほぼ完了し、内水対策として近畿地方整備局は宇治川筋に向島大島樋門、山科川筋に大島樋門を築造した。

なお、堤内地の土地開発が各所にみられるが大きいものに御蔵山一帯の宅地造成地があり、六地藏池、木幡池の周辺低地部に盛土による宅地等の造成が進められている。

	大島排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	6 m ³ /s
排水先	山科川

第4 大谷川

八幡市西垣内に源を発し、北上して、戸津西方約500m付近で防賀川と合流、更に1,300m北上して八幡排水機場への導入路を分派し、西に方向を転じて約500mで旧大谷川をあわせ、八幡市市街地を貫流、男山の山裾に沿って淀川との狭部を流下し、橋本付近では淀川の本堤裏を流れ橋本樋門を経て淀川の堤外に出ている。

堤外に出た後は、約3,200m本堤に沿って南下し、船橋川合流点付近(31K400)で本川に合流している。

この間背割堤で本川と分離されており、さらに橋本樋門下流約900mには背割堤に樟葉樋門がありかんがい期以外はこの樋門を経て本川に出ている。一方の防賀川は京田辺市東及び興戸を起点とし、馬坂川を併せ、天津神川、手原川の河床を暗きょで通過し、約2km北西進して虚空蔵谷川を合わせ約800m北進して、八幡市内里付近で西に向きを変えさらに約2kmで大谷川に合流する。

	八幡排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	56 m ³ /s
排水先	木津川

第5 新川

桂川右岸の京都市南区を流下する新川流域では、昭和40年代以降の市街地の拡大により、土地利用が大きく変貌したことから、河川断面の拡大と合わせて、昭和55年度に新川排水機場が設置された

	新川排水機場
施設管理者	京都府
総能力	30m ³ /s
排水先	桂川

第6 西羽東師川

西羽東師川は、桂川（一級河川指定区間外区間）右岸の平坦地を流れ桂川に注ぐ本川約 3.8 km 支川約 3 km の河川である。西京区桂地区から南区久世、向日市を経て伏見区久我、羽東師に至る 18.8km² の葉状の流域を形成し、川幅約 6～29 m、勾配約 1,500 分の 1 の川床の高低の少ない河川で低地帯に位置し、常時浸水地区となっている。

本河川は、農業用排水幹線を用水源としても利用されていたため河積は小さく、上流部の西京区桂、向日市地区の新興住宅地の流水を流下するのは不可能な状態である。

平成 5 年度に西羽東師排水場が、平成 16 年度に本川の暫定改修が完成した。

	西羽東師排水場
施設管理者	京都府
総能力	60m ³ /s
排水先	桂川

第7 弘法川

弘法川は、福知山市荒河地先で和久川と合流して現在の荒河排水機場地点で由良川本川へ流入していた。昭和 46 年から内水対策を検討する中で、和久川を捷水路で直接由良川本川へ流入させるとともに、弘法川は、和久川をサイフォンでくぐる形状とした。

また、内水排除施設として平成 6 年度にポンプ 2 台が、平成 28 年度には緊急排水ポンプ 2 台が完成した。

さらに、令和 2 年度には新荒河排水機場に常設型ポンプ 2 台も完成した。

	荒河排水機場	弘法川排水機場	新荒河排水機場
施設管理者	国土交通省	国土交通省	京都府
総能力	13m ³ /s	14m ³ /s	11m ³ /s
排水先	由良川	由良川	由良川

第8 法川

法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を發し、北東に向って同市南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。

法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和 44 年度より調査を実施し、平成 12 年度に法川排水機場の 3 台のポンプ設置が完了した。また、平成 28 年度には緊急排水ポンプ 2 台が完成した。

令和 2 年度には緊急排水ポンプ 6 台が完成した。

	法川排水機場
施設管理者	国土交通省
総能力	27m ³ /s
排水先	由良川

第9 その他の由良川支川

平成30年7月豪雨における由良川流域の大規模な内水浸水被害を踏まえ、国、府、市が連携し、河道内樹木の伐採や河道掘削による本川水位の低下、水位情報把握のための危機管理型水位計設置、貯留・排水機能の向上、排水ポンプ車の活用等、内水対策を推進する。

第3節 土地改良区等の対策

第1 洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、名勝嵐山に設置されている一の井堰によりかんがいされている1,630haの耕地をもっているが、地区内下流 650ha の耕地は南部地域の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、低湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機場が設置され内水を排水している。

	大下津排水機場	大下津排水機場
施設管理者	洛西湛水防除協議会	
種類	立軸渦巻斜流ポンプ 1台	立軸斜流 1台
口径・台数	2,100 mm 1台	1,650 mm 1台
能力・台数	10m ³ /s 1台	5.6m ³ /s 1台
排水能力	10m ³ /s	5.6m ³ /s
実揚程	5.70m	5.50m
計画河川水位	OP 17.64	OP 17.64
計画排水路水位	OP 11.80	OP 11.60
原動機馬力・台数	電動機 750kw 1台	電動機 430kw 1台
排水先	桂川	桂川
設置年度	昭和 46 年	昭和 57 年
その他	昭和33年洛西農業水利事業 昭和44～46年府営湛水防除事業	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成 及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業

第2 綴喜西部地区

本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む耕地が対象である。地域は木津川の増水時は自然排水が不可能となり、湧水もあり低位耕地では降雨時の湛水は避けられない。

	八幡排水機場	田辺排水機場	神矢排水機場
施設管理者	綴喜西部土地改良区		
種類	横型斜流	横型斜流	水中斜流ポンプ
口径・台数	1,200 mm 2台	1,000 mm 1台	600 mm 3台
能力・台数	3.5m ³ /s 2台	2.5m ³ /s 1台	0.8m ³ /s 3台
排水能力	7.0m ³ /s	2.5m ³ /s	2.4m ³ /s
実揚程	6.10m	5.18m	14.6m
計画河川水位	OP 17.91	—	—
計画排水路水位	OP 11.00	—	—

原動機馬力	ディーゼル 420HP 2 台	ディーゼル 280HP 1 台	175kw 3 台
排水先	木津川	木津川	木津川
設置年度	昭和 35 ~ 38 年	昭和 30 年~34	昭和 62 年
その他			

第3 洛南地区

本地区は宇治川の右岸に位置し、京都市伏見区の横大路沼を干拓した低平な農地で、干拓以来機械排水にたよっている。

		松林排水機場	
施設管理者		京都市洛南土地改良区	
種類		渦巻	水中
口径・台数	500 mm 1 台 200 mm 1 台	300 mm 1 台	300mm 1 台
能力・台数	0.50 m ³ /s 1 台 0.06 m ³ /s 1 台	0.17 m ³ /s 1 台	0.25 m ³ /s 1 台
排水能力		0.73 m ³ /s	0.25 m ³ /s
実揚程		7.0m	6.0m
計画河川水位		O P 19.22m	—
計画排水路水位		O P 10.10m	—
原動機馬力・台数	電動機 55kw 1 台 7.5kw 1 台	22kw 1 台	電動機 30kw 1 台
排水先		宇治川	洛南 9 号水路
設置年度	500mm 口径 昭和 25 年度 300mm 口径 昭和 25 年度 200 mm口径 昭和 25 年度 昭和 56 年改修		平成 23 年度 令和 元年度改修
その他		昭和 22 ~ 25 年洛南干拓事業	

第4 巨椋池地区

巨椋池地区は京都府南部山城盆地の一级河川淀川（宇治川）の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久御山町の 2 市 1 町にまたがる 1,310ha の農業地域である。

本地区の基幹排水施設である巨椋池排水機場は国営及び府営事業として昭和 7 年度から 9 年度にかけて造成され、永年、地域の農業排水排除や洪水の未然防止に重要な役割を果たしてきた。しかし、近年の流域内周辺部の都市開発等による流出量の増加により地区低平部の農地では湛水被害が増加していた。そこで、平成 9 年度から国営総合農地防災事業により全面改修が実施され、平成 17 年 4 月に供用が開始された。

		巨椋池排水機場	
施設管理者		巨椋池排水機場管理協議会	
種類		立軸可動翼斜流ポンプ	立軸固定翼斜流ポンプ
原動機		電動機 680kw 2 台	ディーゼルエンジン 2,800Ps 3 台
口径・台数		1,800 mm 2 台	2,600 mm 3 台
能力		3.0 ~ 8.0 m ³ /s	21.33 m ³ /s
排水能力		16 m ³ /s	64 m ³ /s
実揚程		5.1m	5.1m
運転水位		O P 8.5m	

排水先	宇治川
設置年度	平成 17 年度
その他	国営総合農地防災事業巨椋池地区

第5 土地改良区等の管理体制

1 管理のための組織

- (1) 管理団体の長は機場の管理を統轄する。
- (2) 管理団体の長は、排水機場の操作責任者 1 名を選任し管理操作について処理させる。
- (3) 管理団体の長は、管理操作のため操作主任 1 名と必要な操作員を配置するものとする。
- (4) 操作主任は、操作責任者の指導をうけ排水機場の管理操作その他これに関係ある業務を処理する。
- (5) 操作員は主任の指示に従い業務に従事する。
- (6) 管理団体の長は操作責任者及び操作主任の住所氏名、資格を防災関係機関に報告しなければならない。

2 運用の方法

- (1) 管理団体は排水機の運転開始時期、運転方法、運転停止時期について操作規程を定め、これにより排水機の運転をしなければならない。
- (2) 管理団体の長は、降雨及び洪水に関する注意報若しくは警報発表のとき、又は湛水のおそれがあるときは、次の処置をするものとする。
 - ア 防災関係機関の情報に注意して遅滞なく排水機の操作に支障のないよう処置し、運転を開始したときは関係機関に連絡する。
 - イ 操作責任者は、内外水位の増減、湛水深、湛水面積の状況を逐次管理団体の長に報告し、関係機関に連絡する。
 - ウ 防災関係機関から特に公共的な目的で排水機運転の要請があったときは、速やかにその処置をするものとする。
- (3) 操作責任者は次のことを処理する。

排水機及び付帯施設に異常を認めたときは、直ちに管理団体の長に報告するとともに速やかに正常運転ができるよう処置する。
- (4) 操作主任は、排水機運転中は起居し排水機及び付帯施設の巡視点検を行い異常の有無を確認し異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

3 維持管理の方法

操作主任は、出水時に正常な機能を発揮できるよう適時試運転を行い常に場内全体を維持管理し、異常を認めたときは、操作責任者に報告しなければならない。

操作主任は、所定の日誌を記入しなければならない。

第4節 下水道による対策

第1 流域下水道

京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象として、浸水を防除するために流域下水道（いろは呑(どん)龍(りゅう)トンネル)の整備を進めており、平成23年10月までに北幹線第1号～第3号管渠を、令和4年3月には南幹線管渠及び呑龍ポンプ場を供用開始している。施設の管理は下水道管理者である京都府が行うが、北幹線第1号管渠の管理については、向日市に委託している。

なお、流入口の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。
<http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html>、
 携帯電話用→<http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html>)

排水面積	約1,421ha
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～長岡京市勝竜寺
管渠延長	約9.0km
対策量	約21.9万m ³

第2 公共下水道・都市下水路

府内26市町村のうち、20市町が市街地の浸水を防除するために公共下水道又は都市下水路を整備している。施設は排水あるいは貯留のために管渠又はポンプ場等で構成されて、ポンプ場の運転等、施設の管理は下水道管理者である各市町が行う。現在供用中の主なポンプ場は次のとおりである。

市町村名	ポンプ場名	現有能力 (m ³ /s)	排水先
京都市	住吉ポンプ場	17.6	東高瀬川 (宇治川支川)
	石田ポンプ場	6.2	山科川 (宇治川支川)
	池田ポンプ場	11.9	山科川 (宇治川支川)
	和泉ポンプ場	4.6	山科川 (宇治川支川)
	七瀬川ポンプ場	2.8	七瀬川 (宇治川支川)
	加賀屋敷ポンプ場	1.4	七瀬川 (宇治川支川)
	砂川ポンプ場	11.2	鴨川 (桂川支川)
	久世ポンプ場	24.0	西羽束師川 (桂川支川)
	川田川ポンプ場	7.8	西高瀬川 (桂川支川)
	江川ポンプ場	5.0	西高瀬川 (桂川支川)
	西京極ポンプ場	12.0	天神川 (桂川支川)
	花園ポンプ場	1.1	御室川 (桂川支川)
	葛野ポンプ場	4.0	天神川 (桂川支川)
	桂ポンプ場	4.7	桂川
福知山市	和久市第1ポンプ場	9.4	由良川
宇治市	黄檗排水機場	4.5	宇治川
	井川排水機場	2.5	宇治川
長岡京市	今里雨水ポンプ場	1.0	小畑川 (桂川支川)
京丹後市	小栓川雨水ポンプ場	1.2	福田川
	内ヶ森第1雨水ポンプ場	1.2	福田川
	内ヶ森第2雨水ポンプ場	1.9	福田川
大山崎町	大山崎排水ポンプ場	10.2	桂川
	下植野排水ポンプ場	11.9	桂川
久御山町	佐山排水機場	2.9	古川 (宇治川支川)
井手町	合藪ポンプ場	15.5	木津川
精華町	祝園ポンプ場	4.8	木津川
	下狛ポンプ場	6.0	木津川

第8章 港湾海岸施設防災計画

(府建設交通部)

第1節 海岸の現況

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を護るため海岸保全区域を定め、また海岸保全施設を築造することになっている。

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は315.2kmであって、そのうち109.0kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

保全区域所轄別	海岸延長(km)	指定区域(km)
国土交通省港湾局	131.1	69.2
国土交通省水管理・国土保全局	101.3	16.4
農林水産省農村振興局	1.3	1.3
水産庁	81.5	22.1
計	315.2	109.0

第2節 防災工事の計画

京都府は高潮、波浪から次の災害を防ぐため第1節の区分によって防災工事を進めている。

- 1 海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設の被害
- 2 港湾施設の被害
- 3 土地の浸食

第3節 防災工事の内容

京都府は、堤防、護岸、突堤、護岸堤の工事を行っている。

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。

第4節 船舶保安対策

第1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

第2 木材流失防止

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は船艇を巡回させ、木材流失防止措置等の指導を行う。

第9章 水産施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 漁船施設計画

第1 現状

府内における漁船が、台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保、通報の確立、基地整備

第3 計画の内容

1 台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波対策

(1) 漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。

ア 日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。

イ 被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定する。また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。

(2) 漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。

ア 天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。

イ 無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。

ウ 漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。

(3) 京都府は海難事故への対応のため、次のことに努める。

ア 海難事故防止のため、漁業者に対する安全講習、研修を漁業協同組合等と連携して定期的実施する。イ 海難事故発生時には、府所属船を緊急に運航させ、関係機関と連携して漂流船回収や遭難救助等にあたる。

2 大雪

(1) 漁業者は、大雪が予想される際には小型船は陸上に引き揚げて、転覆、沈没による被害防止に努める。

(2) また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。

第2節 漁具施設計画

第1 現状

沿岸においては、大型定置網や、その他小型定置網等が敷設されているが、台風及び風浪、急潮などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

- (1) 漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強を出来る限り行う。
- (2) 漁業者は、以下の日常時対策を行う。
 - ア 漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。
 - イ 定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。
 - ウ 定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等）についても、漁獲状況に応じて適宜行う。
- (3) 京都府は、精度の高い急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す。

第3節 養殖施設計画

第1 現状

沿岸には養殖施設（貝類、魚類、ワカメ等）がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・大雪（異常低温）などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海面及び内水面における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風対策

- (1) 養殖施設の補強、避難、撤去又はこれらの不可能なものは養殖物の移動を行う。
- (2) 池中養殖は堤防の補強を行う。

2 水害対策

- (1) 海面養殖物（かき、とりがい、魚類、わかめ、のり）

ア 河川水の多量流入等による温度、比重の急激な変化を避けるため移動可能なものは影響の少ない箇所あるいは外洋水の流入するところに移動させる。

イ 移動困難なところは水面下5m以深に深つりする（海水比重1.006～1.002以下になれば1～2日でへい死するものが増加する。）

ウ 春季における降水、陸水の流入による塩分低下と逆に栄養塩類の増大により往々にして赤潮の発生（舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾など）があり、魚介類のへい死原因となる場合もあるので、赤潮の発生が予想される時は投餌を休止し安全な水域に避難移動させること。

エ 大雨による出水時には、流木等が予想されるので施設に損傷のないよう注意すること。

- (2) 内水面養殖場（こい、ふな、あゆ、あまご）

ア 濁水の流入を防止すること。

イ 用水の取入口、排水口、その他養魚施設（ため池）等の補強をする。（夜間巡視を実行のこと。）

ウ 濁水流入の場合は給餌を中止すること。

エ 堤防、あぜの補強

3 大雪（低温）対策

(1) 出荷体制の整備

大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協及び漁連においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。

(2) 養殖魚、かきの早期出荷

大雪に伴う環境条件の悪化は、低水温、低比重となって現われる。海で養殖中の魚類は、低温、低比重になるとへい死しやすいので豪雪以前に出荷するよう準備すること。

(3) 養殖物の避寒等

ア かき

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷（久美浜湾）あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確認できる水深帯とすること。

イ とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

ウ わかめ、のり

あまり影響はないが設置場所によっては移動し、低比重による被害を避けること。

(4) 池中養殖池の管理（こい、ふな、金魚）

ア 池水の温度

水温に変化をあたえないよう常に満水状態を保ち水位を変動させないこと。氷が張っても割らずにそのままにしておく。

イ 魚のたまり場

魚が冬眠しやすいように、池の中に3～7㎡位のたまり場をつくること。また池底にくぼみを設けるとか数本の杭を打ちこみ、その上に竹を並べて、むしろをかけるとか、3本の杭を三角形に打ちそのまわりをむしろでまく等の策を講ずること。

ウ 池水の濁り

池の中へ雪の投捨、融雪水の流入を防止すること、特に濁水の流入を防止すること。

第4節 漁港施設計画

第1 現状

沿岸における漁港は33港（第1種漁港20、第2種漁港11、第3種漁港1、第4種漁港1）で漁港区域内にある漁港施設のうち、基本施設として、外かく施設（防波堤、護岸、砂防堤等）とけい留施設（岸壁等、船揚場、物揚場）があるほか、道路、卸売場施設、荷捌所、倉庫、冷凍冷蔵施設、給油施設、加工施設等の機能施設が数多くあり、これらが台風及び冬期風浪、高潮等によって受ける被害は大きく、漁港施設とともに漁船、漁具、その他諸施設にも被害が及び漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

漁村の中核的施設である漁港の整備について、沖合、沿岸漁業根拠地（前進基地）等生産基盤としての漁港整備を柱とし、

- 1 自然と調和のとれた漁港整備の推進
- 2 豊かで快適な漁村環境整備の推進
- 3 開かれた漁港・漁村づくりの振興を図る。

第3 計画の内容

計画の方針に基づいて、次のような内容の漁港について整備を進めるが、特に台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船をけい留しておける漁港整備を図る。

- 1 漁業の根拠としての漁港整備
- 2 自然との調和をめざした漁港整備
- 3 暮らしやすい漁村づくり
- 4 災害に強い漁村づくり
- 5 ふれあい空間の創出

第5節 共同利用施設計画

第1 現 状

沿岸における共同利用施設が受ける台風及び冬季風浪、高潮などによる被害は大きく、漁業生産の低下をきたす大きな原因となっている。

第2 計画の方針

陸上における生産基盤の確保

第3 計画の内容

- 1 台風、冬季風浪、高潮対策
 - (1) 絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。
 - (2) 建物及び施設の補修、補強を行う。

第10章 道路及び橋梁防災計画

(府建設交通部)

第1節 道路の現況

本府における道路の状況は下表のとおりであるが山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、このため道路は屈曲が非常に多く災害を受けやすい状態にある。被災の特徴としては、崩土、冠水、浸水及び波浪による侵食等に加えて軟弱土質や、地勢的な原因によるものが多く、また北部においては、多雪地帯のためなだれ等による被害も多い。この対策としては、道路整備計画により道路改良事業として道路の付け替え、拡幅等道路体質の改善、また雪害対策事業として、路盤の改良、なだれ防護柵の設置、道路除雪体制の強化などを実施し、道路防災対策を進める。

道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所（平成8、9年度点検結果）		
	管理延長(km) (令和3.4.1)	橋梁箇所数 (令和3.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	460.7	555	109	1	15
主要地方道	882.2	891	284	2	16
一般府道	825.2	785	241	0	20
計	2168.1	2231	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
一般国道には、京都縦貫自動車道(国道478号)の府道路公社管理分を含む。
数値は自転車道を除く。

第2節 計画の方針

被災常襲道路の解消、橋りょう整備計画の策定、その他災害復旧用機械の強化により災害予防を実施する対策について定める。

第3節 計画の内容

第1 道路整備事業

安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。

具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災

- ・耐震対策等を進める。

なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性等を踏まえ、道路整備を推進する。

[府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第17章第3節表3.17.2、3.17.3及び3.17.4に示す。]

1 道路改良事業

改良事業としては、バイパス、現道拡幅、突角部分の切取り、排水溝及び擁壁等の設置、防災施設等の施工

2 橋梁整備事業

橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、補修等の施工

3 舗装事業

舗装による路面の強化

4 雪寒対策事業

雪寒対策事業としては路盤の強化、なだれ防護柵の設置、除雪機械等の強化

5 迂回路整備

これらの事業を総合的に実施し、なお早期改良の不可能な箇所については、迂回路の整備を行う。

第2 道路除雪事業

1 道路除雪計画

積雪に対処するために、「道路除雪基本要綱」に基づき毎年度除雪実施計画を作成するものとする。

2 関係機関の相互協力体制

土木事務所長は、大雪に対処するため、相互協力体制の強化及び円滑化を図るため、あらかじめ府広域振興局長を含めて管内関係機関の協議会を開催し、道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的かつ詳細に協議し、その結果を建設交通部長に報告する。

(1) 国に対して

国土交通省管理区間の早期除雪を依頼

(2) 府

道路除雪計画に基づく国、府道の除雪を実施するとともに、市町村から依頼があった場合は除雪機械の斡旋を行う。

(3) 市町村に対して

雪捨場の確保、屋根の雪おろしの処理方法、除雪の際の損失に対する補償の交渉、路面上にある埋没物件に対する標示、除雪における労力の提供及びオペレーターの宿舎の斡旋等に対する協力

(4) 警察に対して

除雪実施中における交通規制等

(5) 運輸業者に対して

除雪機械オペレーターの応援

(6) 建設業者に対して

除雪機械及びオペレーターの応援

(7) 石油、揮発油業者に対して

除雪機械燃料供給の協力

道 路 除 雪 基 本 要 綱

第1 目 的

この要綱は、積雪寒冷の度が高はなはだしい地域における主要な暮らしの道路の交通を確保するため、当該地域内の平雪時における除雪（排雪を含む。）の方法等を定め、もって必要な物資の輸送と民生の安定に寄与することを目的とする。

第2 定 義

この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により雪害対策支部又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。

第3 除雪地域

除雪地域は、次表の市町の区域とする。

土木事務所名	市 郡 名	市 町 名
南 丹	南丹市、船井郡	南丹市、京丹波町
中 丹 西	福知山市	福知山市
中 丹 東	綾部市、舞鶴市	綾部市、舞鶴市
丹 後	宮津市、京丹後市、与謝郡	宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

第4 除雪路線

- 1 知事は、除雪地域内の一般国道（府管理部分）、主要地方道及び一般府道のうちから、路線の重要性、道路の状態等を考慮して、除雪路線を定めるものとする。
- 2 除雪路線を定めるに当たっては、あらかじめ土木事務所長の意見を聴くものとする。
- 3 除雪路線は、次の表に定めるところにより、第1種、第2種及び第3種に区分するものとする。

除雪路線	日交通量の標準
第1種	おおむね1,000台以上
第2種	おおむね500～1,000台
第3種	おおむね300～500台 300台以下の区間であっても150台以上で、かつバス路線で特に必要なもの。

- 4 前項による第1種、第2種及び第3種除雪路線の「除雪目標」及び「除雪開始目標」は、それぞれ次の表のとおりとする。

区 分	除 雪 目 標	除雪開始目標
第 1 種	2車線以上の幅員確保を原則とする。	路面上の積雪深おおむね10センチメートル以上
第 2 種	2車線の幅員確保を原則とするが、状況に応じ1車線の幅員で待避所を設ける。	同 上
第 3 種	1車線の幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。	同 上

第5 協議路線

第4の1の定めにかかわらず、建設交通部長は、除雪路線以外の路線で、広域振興局長又は土木事務所長が緊急やむを得ず、特に除雪を必要と認め協議のあった場合は、その内容を検討の上、除雪路線として、定めることができる。

第6 除雪作業の順序

除雪の作業については、除雪計画に定める順序に従い行うものとする。

第7 除雪計画

- 1 建設交通部長は、土木事務所長の意見を聴いて、毎年度除雪計画を定めなければならない。
- 2 除雪計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 除雪路線及びその区間
 - (2) 除雪機械の配置（借上機械を含む）
 - (3) 雪量観測点及び警戒積雪深
 - (4) 排雪除雪の基準
 - (5) 借上機械の単価
 - (6) その他除雪に関する事項

第8 地域除雪計画

- 1 土木事務所長は、この要綱及び除雪計画に基づき、当該土木事務所の所轄する除雪地域の除雪を円滑に実施するため、広域振興局関係部署、警察署、市町村、消防団等の関係機関の意見を聴くとともに、建設交通部長と協議のうえ、地域除雪計画を作成しなければならない。
- 2 地域除雪計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 除雪機械の配置（借上機械を含む。）
 - (2) 危険箇所等の点検
 - (3) 気象観測に関する事項
 - (4) 除雪作業の順序
 - (5) 除雪箇所
 - (6) 除雪機械の借上に関する事項
 - (7) 職員の配備
 - (8) 地元関係機関との連絡応援体制
 - (9) 融雪剤の配置及び散布方法
 - (10) その他除雪に関する事項

第9 気象観測等

- 1 土木事務所長は、管内の道路交通を確保すべき路線網における積雪を代表でき得る箇所（以下「雪量観測点」という。）を選定し、雪量観測点ごとに定時に観測する。
- 2 建設交通部長は、京都地方気象台から注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。
- 3 土木事務所長は、気象情報及び積雪観測結果について必要があると認めるものについては、管内市町村長に連絡するものとする。

第10 除雪期間

除雪の期間は、原則として12月1日から翌年3月15日までの間とする。

第11 除雪体制及び配備要領

除雪体制は、次の表のとおりとする。

予警報等	建設交通部
大雪注意報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2
大雪警報 暴風雪警報	道路計画課 道路建設課 道路管理課 3
大雪警報 暴風雪警報 〔道路、鉄道の運行障害、 人的・住家被害の発生等〕	道路計画課 道路建設課 道路管理課 5

(備考) 動員は上記を基本とし、必要に応じた体制とする。

第12 除雪連絡体制

除雪連絡体制は、別図のとおりとする。

第13 報告及び連絡

土木事務所長は、除雪計画に定めるところにより、次の各号に定める記録を整備し、建設交通部長に報告するものとする。

- 1 気象状況
- 2 除雪実績(計画)
- 3 除雪事業実施確認調書
- 4 その他建設交通部長が必要と認めるもの

第14 土木事務所間の協力体制

土木事務所間にまたがる路線にあつては、地域除雪計画において、相互に協議し措置するものとし、除雪路線に接続する除雪外路線にあつては、同様に措置するものとする。

第15 市町村道の除雪

広域振興局長及び土木事務所長は、管内市町村長から除雪機械借り入れについて、斡旋の依頼があつた場合は、両者協議のうえ、斡旋を行うものとし、その結果を建設交通部長に報告するものとする。

第16 除雪機械の標識等

除雪機械の標識及び除雪職員の腕章は、次のとおりとする。

- 1 除雪機械の標識



2 除雪職員の腕章

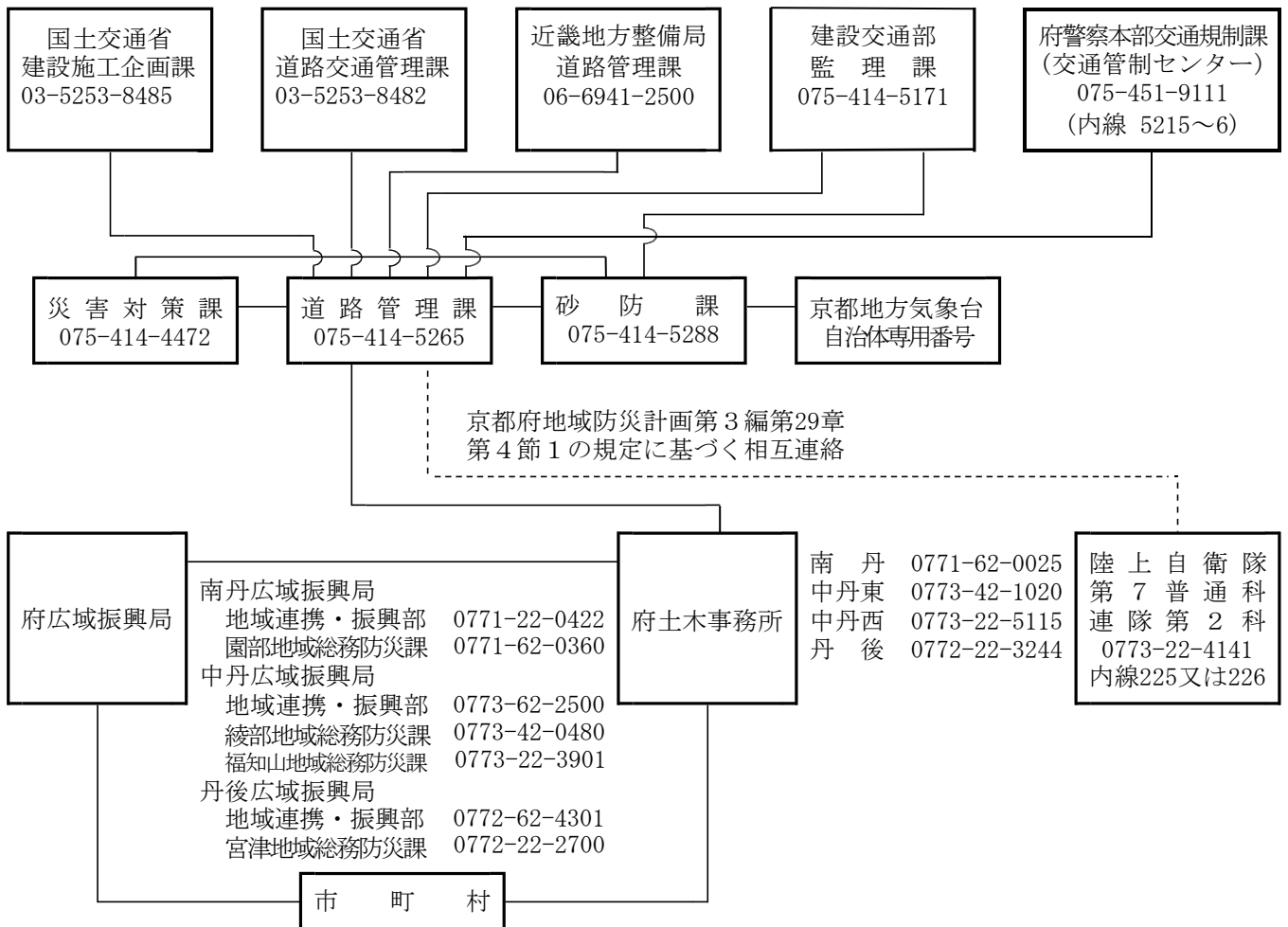


第17 除雪地域外の除雪

除雪地域外において、除雪を必要とする場合は、この要綱に準じて実施するものとする。

別 図

除 雪 連 絡 体 制 図



第11章 防災営農対策計画

(府農林水産部)

第1節 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等を定める。

第2節 雪害及び寒干害予防対策

第1 農作物対策

1 麦類

(1) 施肥、は種

ア 雪害の予想される地域では六条大麦を作付ける。

イ 根雪までに葉齢5枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

ウ 融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(2) 排水

排水溝を点検し補修する。

(3) 雪腐病防除

病虫害防除指導指針による。

2 果樹

(1) 防寒

みかん、くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

また、くりの2、3年生樹では、株を一度持ち上げることも凍害防止に効果がある。

(2) 秋肥の施用

みかん類の秋肥施用に当たっては樹体の充実を図り、耐寒性を増すため窒素肥料は控えめにし、りん酸、加里肥料はやや多めに施用すること。

(早生うんしゅう……………収穫後、普通うんしゅう……………11月中旬)

(3) 貯蔵用みかんの収穫

霜雪にあうと貯蔵力が弱くなるため早目に収穫する。

(4) 乾燥防止と防風垣の設置

みかん類は、寒害、雪害のほか山城地方では乾燥害が考えられるので、支柱を立てて、こも等の被覆による防寒のほか、敷わら、敷草などによる乾燥防止に努める。

また、寒風を遮るためには、モリシマアカシヤ、マキ、サング樹等による防風垣を造成することが望ましいが、応急的には竹垣、防風ネット等により寒風防止に努める。

(5) 整枝

積雪地では、12月中旬ごろまでに荒せん定を完了する。幼木の整枝に当たっては、同時分枝を避け、分枝角度を広くし、先を立てるよう考慮するほか、主幹延長型整枝等により裂傷を予防する。

なお、この際、融雪時に枝の先端が引っぱられて裂傷折損の原因となることも予想されるので、支柱等により極力枝先を上げておくこと。

- (6) 降雪中の管理
雪が降りはじめ、樹冠や枝条、棚上に積もった雪は極力早い目に払い落とす。
- (7) 定置式配管施設の水抜き
薬剤散布用の定置配管施設等では、凍結によりパイプが破裂するのでよく水抜きをしておく。
- (8) 降雪前の果樹棚の補強
果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。
- (9) なだれ防止柵の設置
傾斜地等でなだれのおそれがある場合は、できるだけ簡易なだれ防止柵を設置する。
- (10) 排水
排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝（明きょ）を整備するなど湿害防止に努める。
- (11) 接ぎ穂の準備
積雪地帯のなし、かき等で裂傷被害が甚だしい場合は、春季に接ぎ木が必要な場合もあることから、あらかじめ接ぎ穂を準備しておく。
- (12) 融雪促進剤の準備
融雪を促進する必要が生ずる場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

3 野菜

(1) 寒害対策

ア 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、わら立て、べたかけ資材被覆等を行って寒害の防止に努める。

イ 施肥

肥切れや軟弱な生育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

ウ かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適度な湿度を保つよう工夫する。

エ 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

オ は種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

カ 土寄せ

だいこんは地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

キ 保温の準備

トンネル栽培では状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培では、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

ク 果菜類の根の成長最低温度は12～13℃ぐらいであり、最低地温は、これ以上となるよう管理する。

ケ 古いビニールハウスでは光の量が少なくなるため、張り替え等を行い光線を十分に利用する。

* ハウス等のかん水施設では、凍結による破裂防止のため、必ず水抜きを行う。

(2) 雪害対策

ア 排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは雪解け水が入らないよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

イ 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

ウ ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

雪が降り始めたら、二重カーテンがある場合は開けておく。

エ 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合肥料は窒素肥料を主体として10a当たり窒素2～4kgを2回に分けて施用する。

オ 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

4 花 き

(1) 保 温

ハウス栽培については、ハウスの気密性確保、多重被覆や加温設備（温風、温湯暖房等）の設置等により気温の低下に対処できるようにしておく。

(2) ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また、古く劣化したビニールは新しいものに張り替える。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上やサイドの除雪を早目に行う。

(3) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

(4) 結 束、支 柱

積雪の多い地域におけるしきみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

(5) 排 水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

5 茶 園

(1) 耐寒性品種の栽培

寒冷地は「こまかげ」など耐寒性品種を栽培する。

(2) 防風垣及び茶園被覆による防止

北風を受ける茶園及び常習雪害地域では防風垣及び化学繊維被覆資材による直掛け又はトンネル法による被覆を行う。

(3) 管 理

ア 10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、敷草を行う。(10a当たり2,000kg程度)

イ 寒干風を強く受ける茶園及び積雪地域の茶園ではできるだけ低く(60～70cm程度までに)仕立てる。

(4) 結 束、支 柱

積雪の多い地帯の幼木園では、各畝の中央に横支柱を作り、茶樹を軽く結束する。

(5) 刈りそろえ（整枝）

寒冷地における茶園の刈りそろえは、秋に行わず、なるべく春季に行うこと。

(6) 施肥

窒素肥料偏重を避け、りん酸、加里肥料を増施して（窒素成分の半量）耐寒性を強める。

(7) 排水溝の整備

融雪時の湿害を受けないよう、あらかじめ排水溝の整備を行う。

6 融雪剤の備蓄

雪害防止対策として単位農業協同組合において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておき必要に応じ直ちに施用できうる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

(1) 融雪剤の種類

- ア 草木灰
- イ けい酸質肥料
- ウ 転炉さい
- エ 黒色粉末
- オ パークたい肥

(2) 施用量(10a 当たり)

- ア 草木灰及びけい酸質肥料は100kg 程度
- イ 転炉さいは80kg程度
- ウ 黒色粉末は10～20kg
- エ パークたい肥は100～200kg

(3) 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお草木灰、けい酸質肥料、転炉さいはともにアルカリ性肥料であるので硫安等の肥料との混合はさける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

(4) 積雪が非常に少なくなると積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

第2 林業対策

1 苗畑

(1) 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させること。

(2) 仮植

春まで仮植する場合は、日当りのよい排水良好な畑を選び、1本並びにていねいに仮植すること。

(3) 病害の防除

- ア 病害のまん延を防ぐため、降雪前及び融雪後に殺菌剤を散布するなど、適切な処置を行うこと。
- イ 耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、リン酸肥料、カリ肥料を十分に使用すること。
- ウ 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進すること。
- エ 畑に水がたまらないようあらかじめ排水溝を整備し、融雪時には特に注意すること。
- オ 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却すること。

(4) 凍霜害防除

- ア 風当りの強いところに仮植しないこと。
- イ 床面にわら、もみがら等を敷いて保温すること。
- ウ 霜柱の立ちやすい畑には砂を2～3cm敷くこと。

エ 稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐこと。

オ 霜覆をすること。（特に播種床）

カ 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行うこと

キ 排水をよくすること。

2 造林

(1) 苗木の選択

ア 秋伸びしない健苗を使用すること。

イ すぎはウラ系のものを使用すること。

(2) 秋植え

秋植えは、11月中に終るようにして、時期を失したときは、春植えにすること。

(3) 植付け

植付けは大きな植穴を掘り根を十分ひろげていねいに行うこと。

(4) なだれ防止

ア なだれの発生する林地は階段の切り付けをし、その巾は1.0～2.5 m、間隔は巾の6～10 倍とすること。

イ 多雪地域の地ごしらえに際しては、前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5 mの頭截木とする等なだれ防止に注意すること。

(5) 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（9月以降）の下刈をさけること。

(6) 枝打ち

ア 幼齡林分の枝打ちは、降雪までに励行すること。

イ 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除くこと。

ウ 林縁木の伐採枝打ちはしないこと。

(7) 間伐

急激な疎開をさけ、間伐をくり返して健全な林を仕立てること。

(8) 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておくこと。

3 特用林産

(1) 竹林

ア 伐採と仕立て

老齡竹は伐採し、適切な密度管理を行い、強度の切りすかしをさけ、健全な竹林に仕立てること。

イ 保護樹木

積雪時の竹のささえとなる樹木等の保護又は導入を図る。

ウ 被害竹はすみやかに伐採除去すること。

(2) しいたけ

ア 楯木の倒伏防止

楯木が積雪等により倒れないよう有刺鉄線にもたせかけるか、縄で結びつけるかなどの処置をすること。あるいは、事前に倒伏しておくこと。

イ 楯場の排水

楯場は融雪時過湿にならないよう排水良好な場所を選び排水に留意すること。

ウ 不時栽培施設対策

多雪地の不時栽培施設（ビニールハウス）は屋根の材料の選択、こう配に留意すること。また骨組みも強固にするとともに日当たり及び除雪の容易な場所を選ぶこと。

4 林道

(1) 排水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくすること。また側溝、溜桝、排水、暗きょ等の清掃補修に努めること。

(2) 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚橋台等の障害物の除去をしておくこと。

(3) 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておくこと。

(4) 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をすること。

5 治山

降雪により今後なだれのおそれがある箇所を把握し、監視体制を整備すること。

第3 畜産対策

1 一般対策

(1) 畜舎管理等

大雪時には畜舎等の屋根の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

(2) 飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

2 家畜の衛生対策

(1) 飼料の給与

ア 冬季の飼料給与は単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること。

イ 冬季は粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

ウ 凍結した飼料（青物）は下痢や流産を起しやすいためから給与しないこと。

(2) 敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保につとめること。

(3) 日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

(4) 乳牛の搾乳

牛乳の出荷ができない日があっても、搾乳は続けないと乳房炎の原因となるので注意すること。

(5) 家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

(6) 出産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃がしやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

(7) 病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、最寄りの家畜保健衛生所と緊密な連携を保つこと。

3 家畜別対策

(1) 酪農

ア 飼料の貯蔵

大雪期間中に必要な粗飼料、特にサイレージ及び乾草等の量を確保すること。

イ 飼養管理と生乳の出荷

- (7) 泌乳最盛期の搾乳牛については、十分な飼養管理に努め良質飼料を給与するとともに牛体の健康に留意すること。
- (4) 生乳の保存は、かくはんを十分実施し、4℃以下で行うことが望ましい。また、できるだけ48時間以内で出荷できるよう対策をたてること。
- (7) 生乳の搬出路については、地元の牛乳処理工場をできる限り利用することとするが、万一にそなえ生乳の貯蔵容器等を確保すること。

(2) 和牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

(3) 養豚

豚房の保温は十分行き、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

(4) 養鶏

寒さによる産卵低下を防ぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に努めること。

4 牧野及び飼料作物対策

(1) 融雪促進及び圃場の管理

焼モミガラ、木灰などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

(2) 刈取り

草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈取っておくこと。刈取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第3節 風水害予防対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水稲

- (1) 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水は穂発芽が被害程度を大きくすることから、穂発芽しにくい品種を栽培する。
- (2) 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。
- (3) 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- (4) けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- (5) 既に刈り取って稲架掛けしているものについては倒伏しないよう補強する。
- (6) 地干ししているものについては速やかに稲架掛け、又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。
- (7) 流失しやすい場所に稲架掛けしているものについては安全な場所に移す。
- (8) 栽培法では窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害が予想される時は窒素追肥はしない。

2 豆類

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

3 茶園

- (1) 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。
- (2) 傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。
隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんカゴなどで土どめを行う。
- (3) 茶園に点在する覆小屋の戸口及びトタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。
- (4) 育苗ほの覆いを補強する。

4 野菜

- (1) 現在作付されているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどうなどつる性のものは支柱を倒して地面にはわせる。
- (2) 育苗中のものは苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時期を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。
- (3) 直まきのものについては、は種期や間引時期の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。
- (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。
また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じることなど、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。
- (6) ハウス周囲は水量が多くなるので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

5 果樹

- (1) なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは事前にできるだけ収穫する。
- (2) 主枝、亜主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は逆に被害を大きくすることがある。）。
- (3) 果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

6 花き

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。
- (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。
また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

7 桑（養蚕）

- (1) 天気予報に注意し、事前に数回分の桑を確保しておく。
- (2) 飼育蚕舎やアルミハウス等の補強、取りはずし等を行う。
- (3) 桑の枝条が倒伏しないよう結束しておく。
- (4) 屋外の飼育場所は極力被害の少ない場所を選び、飼育場所及び桑園の周囲には、排水溝を完備しておく。
- (5) 低地飼育、上簇中のものは流失しないよう蚕座に竹等を縛り付け、浸水の際浮き上がるようにする。
- (6) 飼育・上簇室等で火気を使用する時は、失火することのないよう注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水 稲

夏季予防対策に準ずる。

2 豆 類

- (1) 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。
- (2) 排水溝を整備する。

3 野 菜

- (1) きゅうりなど収穫期にある野菜類は早めに収穫する。
- (2) また、これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせる。また、ほ場の周囲に防風ネットを張る等の対策を講ずる。
- (3) は種期にある野菜については、時期を遅らせ模様をみては種する。
- (4) だいこん等直まきのは間引きを遅らせるとともに株の揺れを防ぐため土寄せを行う。
- (5) キャベツ、たまねぎ等の苗床は強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。
- (6) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

また、暴風警報が発令されハウスの耐風強度を超える暴風が予想される時には、骨材の保護のためビニール除去の対策を講じる、園芸ハウス台風対策マニュアルにより対策を徹底する。

- (7) ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

4 果 樹

夏季予防対策に準ずるほか

- (1) なし、かき、くり、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。
- (2) 果樹及び棚の損傷等を防止するため支柱を立て棚を補強する。

5 花 き

夏季予防対策に準ずる。

6 茶 園

夏季予防対策に準ずる。

7 桑（養蚕）

夏季予防対策に準ずる。

8 その他

- (1) 農薬の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないか等の点検、修理を行う。
- (2) 水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3 林業対策（風害）

1 しいたけ

フレーム、楯起しの支柱を補強する。

2 炭 窯

窯小屋の補強をする。

3 苗畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講ずるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4 森 林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第4 林業対策（水害）

1 治山

治山現場を点検して次の措置をする。

- (1) 築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
- (2) 床堀周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- (3) 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

2 林道

- (1) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておくこと。
- (2) 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- (3) 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。
- (4) 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

3 苗畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、殺菌剤を晴天日に散布する。

4 炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

5 しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

第5 畜産対策

1 飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

2 畜舎等の補強

畜舎等の破損か所、危険か所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

3 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4℃で48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

4 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

5 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

6 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

7 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第4節 晩霜と低温障害予防対策

第1 農作物対策

1 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも、不織布、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに日中は高温にならないよう注意する。
- (2) 定植を一時遅らす他、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植はとくに地温12℃以上になってからとし、定植後はマルチ等で地温を上げるようにする。
- (3) ハウスやトンネル栽培では、低温時の急激な温度上昇はアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがあるので注意すること。また、ストーブや練炭などを持ち込む場合は一酸化炭素中毒に注意する。
- (4) 土壌水分を十分にもたせる。
- (5) 予備苗を危険がなくなるまで持つこと。

2 果樹

- (1) 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早い目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度 (1967 中川、角出)

種類	育生ステージ	霜害発生限界温度 (°C)
うめ	満開期	-7~-8
	幼果期	-3~-4
もも	満開期	-2.5
日本なし	満開期	-1~-1.5
	幼果期	-1~-1.5
ぶどう	ほう芽・展葉	-2.5~-3
かき	ほう芽期	-1.5~-2

(注) 百葉箱内温度であらわす。

- (2) ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。
- (3) 人工交配を実施して結実を確保する。
- (4) 樹勢着果状況等を勘案のうえ摘果は2~3回に分けて行う。

3 茶園

(1) 防霜ファン

サーモスタットを3℃に設定しておき、萌芽15日前から運転する。

(2) スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実に行う。水量は3mm/時間の場合、10aあたり毎時3tが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が2℃になったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

(3) 高棚被覆

降霜が予想される時は早めに被覆(樹冠面から60~90cmの高さ)を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

(4) トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る(透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとんど

どない)。被覆資材は茶株面から40cm以上離し、すそ部は地表面から25cm程度あけて設置し、風でめくれないようにしっかりと固定する。

(5) 敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

第5節 干害予防対策

第1 土地改良区及び農業水利団体は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備、補修を行い水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限にとどめることとする。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。

第2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用する方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期するものとする。なお揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手するものとする。

第3 農作物については次の措置を講ずる。

- 1 果樹、茶、桑、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10a 当たり1～2 t）して乾燥を防ぐ。
- 2 水源のあるところはポンプ、とい等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水に努め、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
- 3 豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、アブラムシ類の多発が予想されるので防除を徹底する。
- 4 野菜、果樹等施肥の必要な場合はかん水を兼ねて薄い液肥にして日中を避けて夕方施す。
- 5 野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。
- 6 果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、1株当たり2 l以上のかん水を行う。
- 7 くり、もも、うめ、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- 8 茶園管理
 - (1) 幼木園は干ばつ害を受けやすいので、5～7日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。
 - (2) 成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。
 - (3) 被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60～70%）、よしず等で筋掛けする。
 - (4) 干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、的確な防除を行う。
- 9 稚蚕に供する桑樹は液肥の葉面散布を行い、葉質の良化につとめる。
- 10 桑苗（特に挿木）は土壌表面の高温乾燥がはなはだしいので適宜かん水、散水を行い、根を痛めない程度に軽く中耕して生育を促進する。

第12章 建造物防災計画

〔 府 建 設 交 通 部 〕
〔 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 〕

第1節 建築物の防災対策

第1 建築物と災害

建築物及びその集合体としての都市は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性がそこなわれるという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等が挙げられるが、建築物がこれに耐えきるだけの強さを持っていれば、災害は生じない。したがって、建築物の弱さも災害の一要因とすることができる。

さらに、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。

また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭隘道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が増大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

第2 建築物防災対策の基本方針

1 建築物が備えるべき安全性としては以下のものがあげられる。

(1) 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(2) 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(3) 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(4) 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。

火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

(5) 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

(1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

(2) 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

(3) 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防

災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこととし、京都府建築物耐震改修推進計画に耐震化率の目標を設定し、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第3 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進
- (4) ブロック塀の点検、撤去又は改修

2 多数の者が利用する特定建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する特定建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、「耐震改修促進法」の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の者が利用する特定建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進
- (2) 府民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (4) ブロック塀等の相談窓口設置、危険なブロック塀の除却の促進
- (5) 「耐震改修促進法」による認定制度も活用し、補助及び融資による耐震改修の誘導
- (6) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。
- (7) 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下防止対策の啓発推進

4 密集住宅市街地の改善

建築物単体の防災対策と並行して、老朽木造住宅密集地区や狭隘道路地区等に対し、市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等、地域事情を考慮した面的整備を促進する。

- (1) 「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」により整備が必要とされる地域の把握を行い、都市政策の一環として総合的な整備が図れるよう、市町村における整備方針の策定を促進する。
- (2) 特に防災性の向上が必要な地域については、老朽住宅の建替及び住環境の整備を促進する。

5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策

土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。

6 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、以下の対策を推進する。

- (1) 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。
- (2) 全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。

第4 建築物防災推進体制の整備

1 京都府既存建築物総合防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）

- (1) 府関係部局、京都市・宇治市関係部局、建築関係団体等による調整、協議を通じて策定した「推進計画」に基づき、次の項目からなる既存建築物の総合的な建築物防災対策を推進する。

- ア 防火等診断、防火等改修の防火等対策
- イ 耐震診断、耐震改修等の耐震対策
- ウ 建築物維持保全対策
- エ 落下物対策
- オ アーケード、ブロック塀の安全対策等

2 推進体制の整備と進行管理

- (1) 京都府、市町村、建築関係団体等の連携と適切な事務分担を行い、建築防災の推進体制を確立する。
- (2) 「推進計画」に基づき、防災改修、耐震改修の進行状況を把握するとともに、必要な対策を補強していく。

第2節 宅地の防災対策

第1 宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、昭和39年3月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市のそれぞれの一部山地傾斜地について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、「宅地造成等規制法」による規制を行い、さらに昭和43年11月5日には向日市、長岡京市、大山崎町の山間傾斜地についても追加指定を受け、がけくずれ、土砂の流出による災害に備えてきたので、以後宅地災害は年々減少してきている。また、平地における宅地造成においても、その造成計画の中には、無計画、無秩序なものが目立ってきたので、都市計画法に基づき開発行為等の規制を行い、一般的に安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策を進めている。今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転を推進する。

第2 宅地造成防災対策

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、

合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。

第3節 独立行政法人都市再生機構の建造物対策

賃貸住宅及び施設については、建物及び屋外施設を定期的に巡回点検しており、不具合箇所についてはその都度修繕を実施している。

また、周期を定め建物診断を実施し、併せてコンクリート躯体の耐久性試験を実施している。その後に劣化及び損耗状況を見極めながら外壁修繕等の計画的修繕を実施することとしている。

各団地の管理主任を防火責任者とし、各所轄消防署の指導のもとに、賃貸住宅等の防火管理及び入居者の火災等予防指導にあたっている。

耐震診断改修については、ピロティ架構を持つ住棟の改修を終え、譲渡施設付建物についても区分所有者と協議が整った建物については改修を行った。引き続き、譲渡施設付建物の区分所有者と耐震改修についての協議を実施する。また、一部の住宅については、住宅部分の耐震改修が必要であるが、建物の安全性、機能性、補強工事の施工性、経済性等を総合的に検討しながら実施していきたい。

第13章 文化財災害予防計画

(府教育庁、府文化生活部)

第1節 現 状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に701棟あるが国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている667棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1277棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の328棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-5参照〕

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は409社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録・暫定登録文化財は、現在546所有者、895件（国有・公有は除く。）を数えるがこのうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが186件（一部寄託6件を含む。）、これ以外の709件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。残る656件については、防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-5参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は115件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-7参照〕

第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。

第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第一に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録・暫定登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録・暫定登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第5 文化的景観

重要文化的景観選定地域内にあつて重要な構成要素として特定された建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府・京都市）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火・防災に関係のある機関等との連絡、協力体制を確立する。

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録・暫定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び防災資機材の整備並びに修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定・登録、府指定・登録・暫定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長 期 10年償還 低利（年利 1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第14章 危険物等保安計画

中部近畿産業保安監督部近畿支部
第八管区海上保安本部
府 警 察 本 部
府 危 機 管 理 部
府 農 林 水 産 部
府 健 康 福 祉 部
京 都 労 働 局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構を別に示す。

第2節 計画の内容

第1 危険物の予防対策

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状である。

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
- (2) 著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (3) 二重防油堤設置の検討
- (4) 異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立
- (5) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

- (6) 応急資器材の備蓄
- (7) 同企業間の相互応援協定の締結
 - ※応急資器材、油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等

4 地震対策

- (1) 屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

5 海上保安対策

- (1) 危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自衛保安体制の整備に関する行政指導の強化
- (2) 危険物積載船舶は、随時立入検査を行い、事故防止上必要な指導監督を行うとともに、大量荷役等が行われる場合には船舶交通の制限を行う。
- (3) 大量の危険物を積載した船舶が港湾に出入又は荷役する場合には厳重なる航路の前路警戒及び荷役の事故防止の指導監督を行う。

第2 火薬類及び高圧ガス対策

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

- (1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。
- (2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、

延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

- (1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。
- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

7 海上保安対策

火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合は、必要に応じて一般船舶が付近に立ち入らないよう船舶交通の制限を行う。

第3 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしろあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市所管以外の京都市内）並びに京都市の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

- ア 表示による貯蔵場所の明示
- イ 貯蔵設備、方法の確立
- ウ 在庫数量の把握
- エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

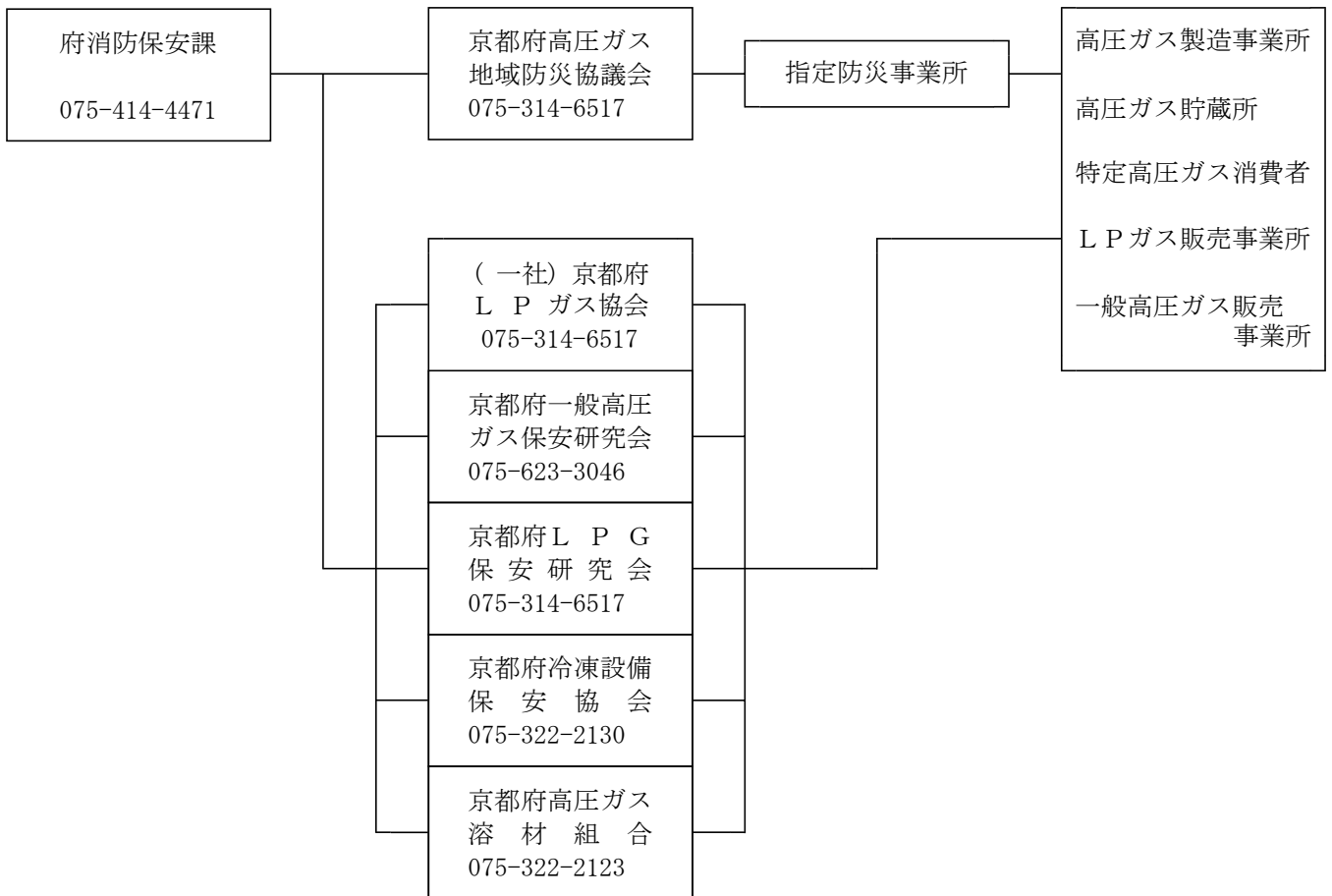
1の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

- (1) 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

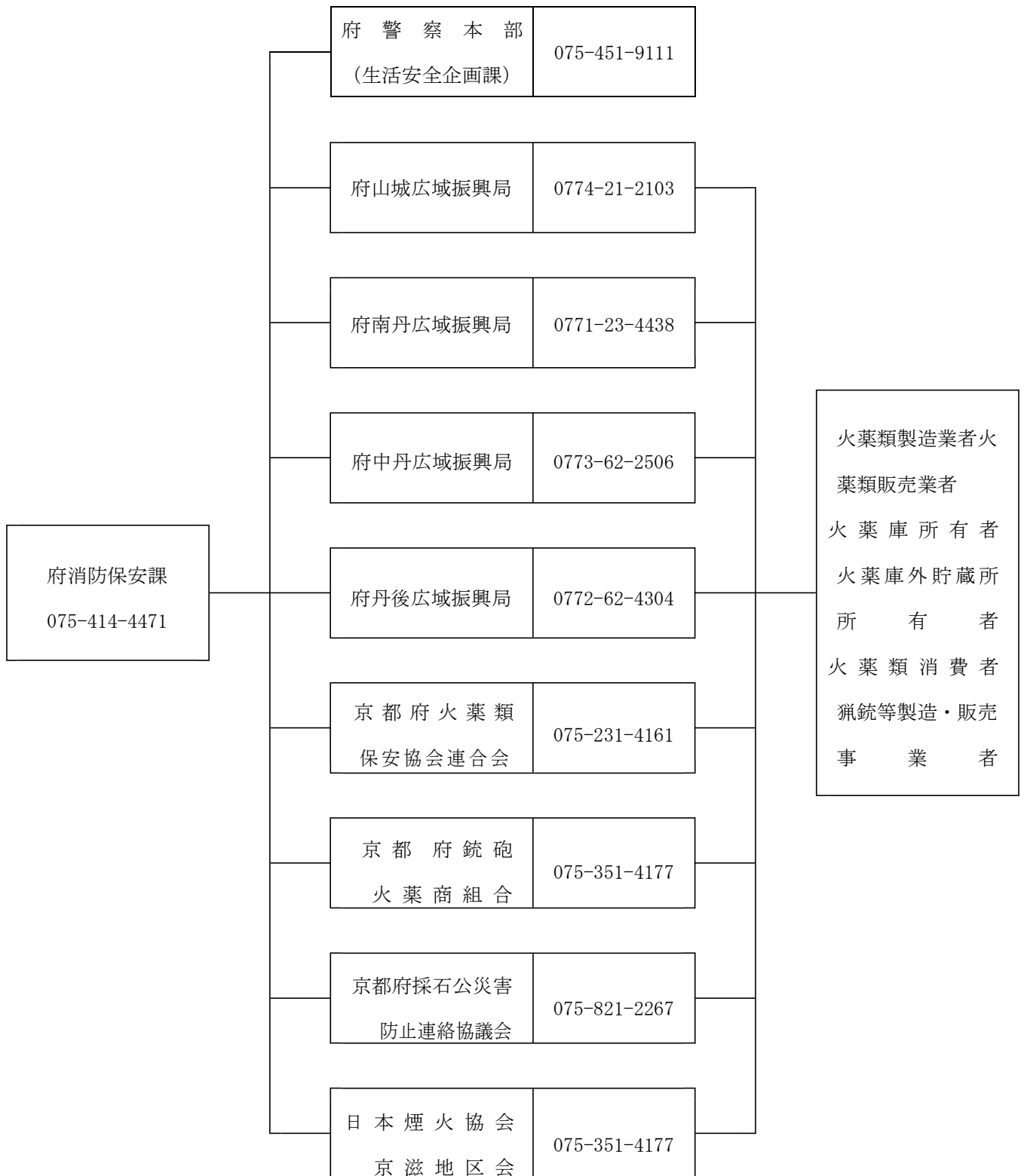
第4 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

高 圧 ガ ス 施 設



火 薬 類 施 設



危険物等関係保安団体

○ 高圧ガス関係

名 称	電 話
京都府高圧ガス地域防災協議会	075-314-6517
(一社)京都府LPガス協会	075-314-6517
京都府一般高圧ガス保安研究会	0774-63-2777
京都府LPG保安研究会	075-314-6517
京都府冷凍設備保安協会	075-332-2130
京都府高圧ガス溶材組合	075-332-2123

○ 火薬類関係

名 称	電 話
京都府火薬類保安協会連合会	075-231-4161
京都建設業火薬類保安協会	075-231-4161
京都山城地区火薬類保安協会	075-231-7976
北桑田火薬類保安協会	075-852-0481
亀岡市火薬類保安協会	0771-22-0076
船井郡火薬類保安協会	0771-62-0224
綾部市火薬類保安協会	0773-42-0714
福知山火薬類保安協会	0773-22-3467
舞鶴地区火薬類保安協会	0773-62-1296
与謝地方火薬類保安協会	0772-22-2337
京丹後火薬類保安協会	0772-62-0012
相楽郡火薬類保安協会	0774-72-4960
(一社)京都府建設業協会	075-231-4161
京都土木協会	075-231-7976
京都府銃砲火薬商組合	075-351-4177
京都府採石公災害防止連絡協議会	075-821-2267
(公社)日本煙火協会京滋地区会	075-351-4177

第15章 消防組織整備計画

(府危機管理部・市町村、消防機関)

第1節 計画の方針

各種災害（特に火災）の予防及び防除に対処するため、府内各市町村における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2節 計画の内容

第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1 市町村の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
 - ア 女性の消防団への加入促進
 - イ 大学等の協力による消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度による協力事業所の認定など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第2 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋2回の全国火災予防運動に際し、市町村、その他各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季全国火災予防運動
- 2 秋季全国火災予防運動
- 3 住宅用火災警報器設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

(公財) 京都府消防協会、(一社) 京都府危険物安全協会連合会、(一社) 京都消防設備協会等

第3 相互応援協定

1 一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。（「市町村相互応援協定締結状況一覧」参照）

なお、被災市町村の被害が著しく拡大した場合等、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統を「相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統」、「他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統」、「防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」及び「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統」に示す。

第4 航空消防防災活動

府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防局の消防ヘリコプターによる緊急対応活動を実施する。

なお、府が出動要請する災害は以下のとおり。

- 1 大規模な地震災害、風水害等の自然災害
- 2 航空事故、海上事故、鉄道事故、原子力災害等の重大な事故
- 3 武力攻撃災害、テロ災害その他の必要と認める災害等

第5 緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施

近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、緊急消防援助隊における国が示す計画に基づき充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第6 消防職・団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては、消防職員に対する教育訓練を京都市消防学校と共同で実施するとともに、次の教育、訓練に重点を置いて指導する。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

- 1 消防職員に対する初任教育及び専科教育による教育訓練
- 2 消防団員に対する警防指導員教育
- 3 消防職・団員の幹部教育

第7 危険物取扱者に対する保安教育

府は危険物施設の保安管理等に十分対応しうる危険物取扱者の育成を図るため、保安講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第8 消防設備士に対する保安教育

府は、近年、技術の進歩した消防用設備等に十分に対応しうる消防設備士の育成を図るため、消防設備士講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第9 市町村の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限に止めることをもってその任務としている。そのため、市町村は火災及び火災以外の災害、すなわち地震、風水害、なだれ、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を樹立する必要がある。

2 消防計画の作成

市町村長は1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておくものとする。

3 消防活動

消防は2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の召集計画の樹立により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎょ）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎょ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部署を考慮し、一般防ぎょ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとるものとする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎょ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建物の防ぎょ対策

官公署、学校、病院、ビルディング、旅館、興行場等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎょ対策とする。

オ 危険物等の防ぎょ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、準危険物、特殊可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎょ対策

台風時における火災事象は一般の防ぎょ対策では、万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎょ対策とする。

キ 山林（野）の火災防ぎょ対策

建物関係の防ぎょ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎょ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

市町村の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒し防ぎょし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等

については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5 その他の消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) なだれ、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

(3) 救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

第2節第9に掲げた事項に基づき消防活動の詳細な計画を定めるものとする。

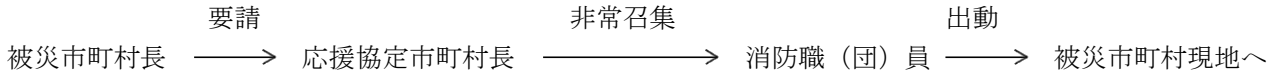
市町村相互応援協定締結状況一覧

(令和4年4月1日)

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
1	京都府広域消防相互応援協定	府内市町村、消防組合 (30)		○						○
2	京都市・宇治市消防相互応援協定	京都市、宇治市			○		○	○		○
3	京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合 亀岡市			○		○	○		○
4	京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、長岡京市			○		○	○		○
5	京都市・八幡市消防相互応援協定	京都市、八幡市			○		○	○		○
6	京都市・久御山町消防相互応援協定	京都市、久御山町			○		○	○		○
7	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、向日市			○		○	○		○
8	京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相互応援協定	京都市、乙訓消防組合、大山崎町			○		○	○		○
9	京都中部広域消防組合・福知山市消防相互応援協定	福知山市、京都中部広域消防組合			○		○	○		○
10	舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業務協定	舞鶴海上保安部、舞鶴市			○					
11	京都中部広域消防組合・綾部市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市			○		○	○	○	
12	宇治市・城陽市・久御山町消防相互応援協定	宇治市、城陽市、久御山町			○		○	○		○
13	宇治市・京田辺市消防相互応援協定	宇治市、京田辺市			○		○	○		
14	乙訓2市1町(向日市・長岡京市・大山崎町)消防並びに防災相互応援協定	向日市、長岡京市、大山崎町			○					○
15	八幡市・京田辺市・綴喜地区消防相互応援協定	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町			○					
16	八幡市・久御山町消防相互応援協定	八幡市、久御山町			○		○	○		○
17	京田辺市・久御山町消防相互応援協定	京田辺市、久御山町			○		○	○		
18	城陽市・京田辺市消防相互応援協定	城陽市、京田辺市			○		○	○		
19	相楽中部消防組合・京田辺市消防相互応援協定	相楽中部消防組合、京田辺市			○		○	○		
20	京奈和自動車道消防相互応援協定書	京田辺市、城陽市、精華町、相楽中部消防組合			○					
21	京田辺市・精華町消防相互応援協定	京田辺市、精華町			○					○
22	木津川市・相楽地区消防相互応援協定書	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、相楽中部消防組合			○					○
23	宮津市・伊根町消防団火災応援覚書	宮津市、伊根町			○					○
24	船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定	宮津与謝消防組合、宮津海上保安署			○					
25	宮津与謝消防組合・京丹後市消防相互応援に関する協定	宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
26	京滋バイパス(巨椋インターチェンジから大山崎インターチェンジまで)消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、乙訓消防組合			○					
27	京都市・京都中部広域消防組合・南丹市消防相互応援協定	京都市、京都中部広域消防組合、南丹市			○		○	○		○
28	八幡市・乙訓消防組合消防相互応援協定	八幡市、乙訓消防組合			○		○	○		
29	両丹都市消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝消防組合			○					○
30	京都縦貫自動車道(宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ)及び山陰近畿自動車道(一般国道312号)における消防相互応援協定	京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合、京丹後市			○		○	○		
31	新名神高速道路消防相互応援協定	城陽市、京田辺市、八幡市			○					
32	五都市消防相互応援協定	京都市	名古屋市、大阪市、神戸市、堺市	○						
33	名神高速道路消防応援協定	京都市、乙訓消防組合	湖南広域行政組合、大津市、島本町 高槻市、茨木市	○						
34	京都市・大津市消防相互応援協定	京都市	大津市	○						
35	高槻市・京都市消防相互応援協定	京都市	高槻市		○	○	○	○		○
36	福知山市・豊岡市 消防相互応援協定	福知山市	豊岡市 (兵庫県)		○		○	○		○
37	福知山市・南但広域行政事務組合消防相互応援協定	福知山市	南但広域行政事務組合 (兵庫県)		○		○	○	○	○
38	福知山市・丹波市消防相互応援協定	福知山市	丹波市 (兵庫県)		○		○	○	○	○

番号	協定名称	協定締結消防機関名		協定の内容						消防団含む
		府内消防機関	府外消防機関	全災害	火災	風水害	救急	救助	その他	
39	福知山市・篠山市消防相互応援協定	福知山市	篠山市（兵庫県）	○						○
40	舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定	舞鶴市、福知山市、綾部市	若狭消防組合、丹波市、三田市、三木市、篠山市、神戸市（兵庫県）	○						
41	綾部市・若狭消防組合消防相互応援協定	綾部市	若狭消防組合（福井県）	○						
42	一般国道1号京滋バイパス消防応援協定	宇治市、久御山町	湖南消防組合、大津市						○	
43	大津市・宇治市消防相互応援協定	宇治市	大津市（滋賀県）		○		○	○		○
44	京都中部広域消防組合・高槻市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	高槻市（大阪府）		○	○	○	○		○
45	京都中部広域消防組合・茨木市・亀岡市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		○
46	京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	豊能町、箕面市（大阪府）	○						○
47	京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定	亀岡市、京都中部広域消防組合	能勢町、豊中市（大阪府）	○						○
48	乙訓消防組合・長岡京市・島本町林野火災相互応援協定	乙訓消防組合、長岡京市	島本町（大阪府）		○					○
49	枚方市・八幡市・枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	八幡市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					
50	乙訓消防組合・大山崎町・島本町消防相互応援協定	乙訓消防組合、大山崎町	島本町（大阪府）		○		○	○		○
51	名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	高槻市（大阪府）		○		○	○		
52	枚方市・枚方寝屋川消防組合・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	枚方市、枚方寝屋川消防組合（大阪府）		○					○
53	生駒市・京田辺市消防相互応援協定	京田辺市	生駒市（奈良県）	○						
54	消防相互応援協定	京田辺市	甲賀広域行政組合		○		○	○		
55	消防相互応援協定	京田辺市	大津市		○		○	○		
56	奈良市・精華町消防相互応援協定	精華町	奈良市（奈良県）	○						○
57	生駒市・精華町消防相互応援協定	精華町	生駒市（奈良県）	○						○
58	豊岡市・京丹後市消防相互応援に関する協定	京丹後市	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		○
59	伊賀市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	伊賀市（三重県）	○						
60	奈良市・相楽中部消防組合消防相互応援協定	相楽中部消防組合	奈良市（奈良県）	○						
61	消防相互応援協定	相楽中部消防組合	甲賀広域行政組合（滋賀県）		○		○	○		
62	豊岡市・宮津と謝消防組合消防相互応援に関する協定	宮津と謝消防組合	豊岡市（兵庫県）		○		○	○		
63	京都中部広域消防組合・若狭消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	若狭消防組合（福井県）	○						
64	京都中部広域消防組合・篠山市消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	篠山市（兵庫県）		○		○	○	○	
65	舞鶴市・若狭消防組合消防相互応援協定	舞鶴市	若狭消防組合（福井県）	○						
66	第二京阪道路（巨椋池インターチェンジから枚方東インターチェンジまで）消防相互応援協定	京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市	枚方寝屋川消防組合（大阪府）	○						
67	名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定	乙訓消防組合	吹田市（大阪府）		○		○	○		
68	名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書	乙訓消防組合	茨木市（大阪府）		○		○	○		
69	京都市・高島市消防相互応援協定	京都市	高島市（滋賀県）		○		○	○		○
70	第2京阪道路（枚方東インターチェンジから第二京阪門真インターチェンジまで）消防相互応援協定	京田辺市	交野市、四條畷市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合						○	
71	伊賀市・南山城村消防相互応援協定	南山城村	伊賀市（三重県）	○						○
72	高島市・京都中部広域消防組合消防相互応援協定	京都中部広域消防組合	高島市（滋賀県）	○						
73	高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書	京都市	高槻市	○						
合計		73協定		28	43	2	37	37	7	35
内訳	府内統一協定	1協定		1						1
	府内消防機関のみによる個別協定	30協定		8	22	0	19	19	1	16
	他府県消防機関を含む個別協定	42協定		19	21	2	18	18	6	18

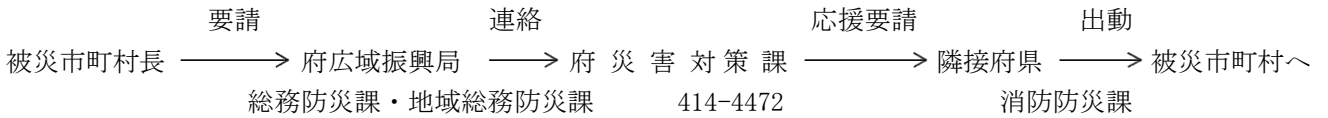
相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統



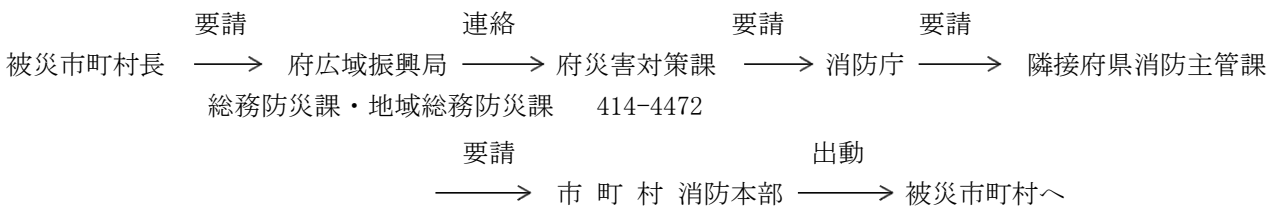
注1 京都市へのヘリ支援要請を含む。

他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合（災害対策基本法）

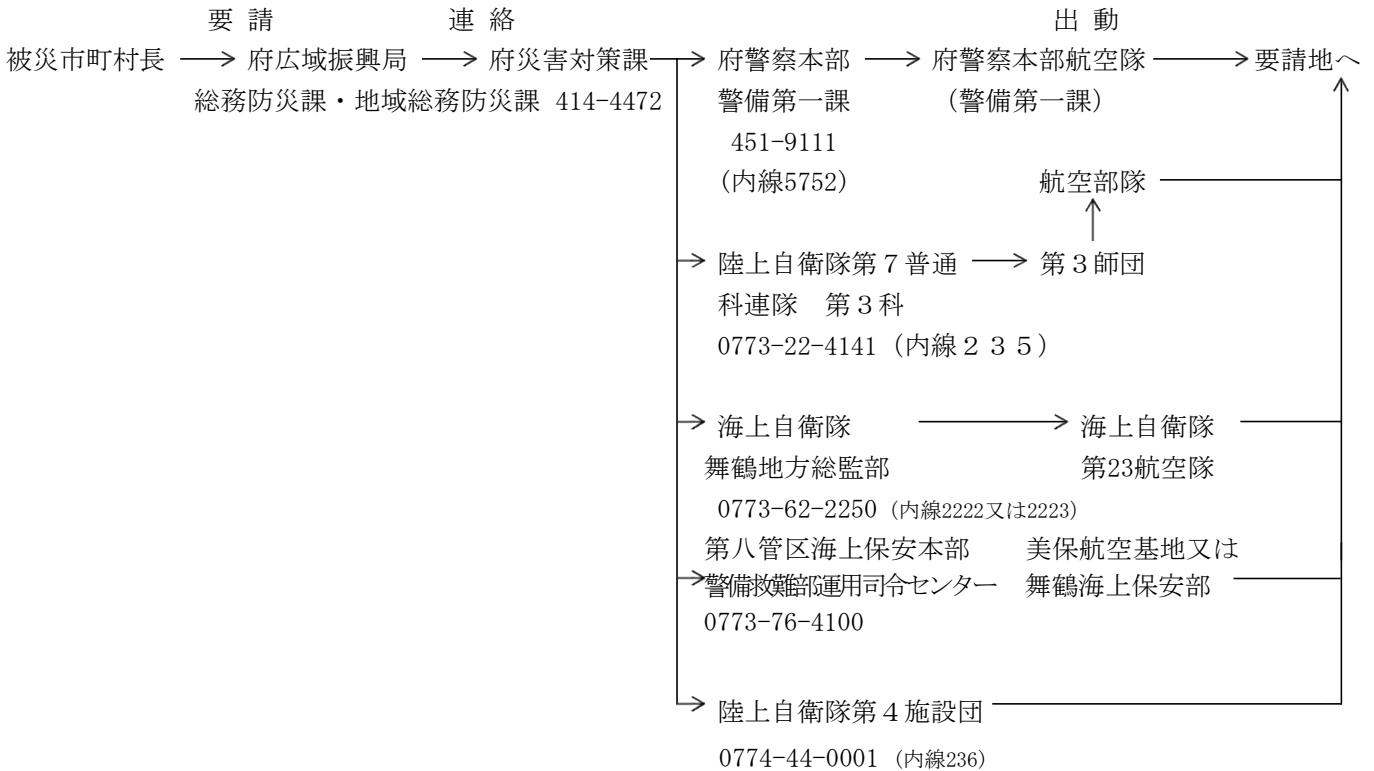


(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

防災機関へヘリ等の支援を要請するときの連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。3 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統

要請	連絡	連絡
府災害対策課 → 京都市消防局消防指令センター → 京都市消防局警防課 → 京都市消防航空隊 → 要請地へ		
212-6750	212-6727	621-1834

第16章 鉄道施設防災計画

府 建 設 交 通 部
 西日本旅客鉄道株式会社
 東海旅客鉄道株式会社
 北近畿タンゴ鉄道株式会社
 ・WILLER TRAINS株式会社
 近畿日本鉄道株式会社
 京阪電気鉄道株式会社
 阪急電鉄株式会社
 京福電気鉄道株式会社
 叡山電鉄株式会社
 嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は別図のとおりである。

第2節 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所(point)の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第3節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 気象異常時における取扱い

- 1 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
- 2 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

第2 降 雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第3 強 風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

第4 地 震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第5 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

第6 その他

- 1 治山・治水事業との連携した保安度の向上
- 2 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第4節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 施設の防災対策

現業機関の長は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。

第2 気象設備等の整備

各主管部長及び現業機関の長は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくものとする。

第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

第1 施設の防災対策

平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、国や沿線自治体からの支援を受け、緊急性や実現性等を踏まえ、路線の防災対策を推進する。

第2 降雨に対する対策

- 1 降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
- 2 雨量計の設置停車場と規制区間
別表2のとおりである。

第3 風速20m/s以上の強風に対する対策

- 1 強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って列車運転を再開する。
- 2 風速計の設置箇所及び規制区間

風速計の設置箇所	運転規制区間
西舞鶴駅	西舞鶴～東雲
由良川橋梁	東雲～丹後由良
宮津駅	丹後由良～京丹後大宮、宮津～宮村
網野駅	京丹後大宮～久美浜
円山川橋梁	久美浜～豊岡
第2 桧川橋梁	宮村～大江山口内宮
大江駅	大江山口内宮～福知山

第4 降積雪に対する対策

- 1 降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により輸送対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
- 2 除雪の標準等
除雪時における除雪標準等は別表3のとおりである。
- 3 除雪機等
除雪モーターカーの配置箇所

車種	配置箇所
モーターカーロータリー1号	宮津駅
モーターカーロータリー2号	与謝野町駅
モーターカーロータリー3号	久美浜町駅

(別表2)

雨量計 設置停車場等	運転規制区間	延長	運転規制の規準					
			徐行運転			運転中止		
			時	連	連+時	時	連	連+時
四所	西舞鶴・東雲	9K 050m	(ミ) 35	(ミ) 200	(ミ) 100+10	(ミ) 45	(ミ) 325	(ミ) 150+15
丹後由良	東雲・栗田	11K 290m	25	150	50+10	35	300	100+15
宮津	栗田・天橋立	8K 920m	25	150	50+10	35	300	100+15
与謝野	天橋立・京丹後大宮	13K 630m	35	200	100+10	45	325	150+15
峰山	京丹後大宮・網野	12K 770m	40	250	100+15	50	350	150+20
夕日ヶ浦木津温泉	網野・小天橋	10K 980m	25	150	50+10	35	300	100+15
久美浜町	小天橋・コウノトリの郷	14K 130m	25	150	50+10	35	300	100+15
豊岡	コウノトリの郷・豊岡	3K 231m	40	250	100+15	50	350	150+20
辛皮	宮津・大江山口内宮	12K 800m	30	200	100+10	40	300	150+15
福知山運転所	大江山口内宮・福知山	17K 600m	30	200	100+10	40	300	150+15

- (注) 1. 徐行運転は、1時間30km以下の速度で運転。
2. 規制区間の境界は、停車場の中心とする。
3. 「連」は、連続雨量を示す。
連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量（12時間内の中断は中断とみなさない。）をいう。
4. 「時」は、時雨量を示す。
時雨量とは、1時間以内の降雨量をいう。
5. 「連+時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準をいう。

(別表3)

段階別除雪の標準等

段階	気象状況	分岐器	排雪モーターカー等の運転	旅客連絡の除雪	ホーム・駅広場等の除雪	備考
第1次	降雪が予想される時 気温 0℃以下	○電気融雪器投入				積雪量 10cmまで
第2次	降雪量 10cm～30cm	○必要により除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○線区別に試運転列車を運転する。 (初列車対策) (倒竹木対策) ○必要により排雪モーターカーを運転する。	○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 〔但し、列車接近放送設備のある駅は社員立会を省略できる。〕	○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第3次	降雪量 30cm～60cm	○除雪要員の派遣 ○必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モーターカーを運転する。 ○状況により営業列車の一部を運休する。		○必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請	
第4次	降雪量 60cm以上	○社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪	○排雪モーターカーの運転 ○状況により営業列車の一部を運休する。 ○通勤・通学の確保		同上	

第6節 近畿日本鉄道株式会社の計画

第1 鉄道土木施設の防災対策

- 1 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- 2 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
- 3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第2 鉄道電気施設の防災対策

- 1 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
- 2 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
- 3 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。

第3 行政との連携

- 1 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
- 2 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
- 3 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第7節 京阪電気鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第8節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 水害対策

- 1 水害対策の基本方針
気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- 2 水害対策に係る諸設備の整備計画
日常、各部所係員による列車添乗・徒歩巡回を実施し、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。
季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。
- 3 水害（降雨、河川等の水位等）による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制
暴風雨の状況により、防災体制要綱（暴風雨）に基づき、関係部所と連絡をとり、非常呼び出しによる応

援人員の確保と巡回強化による点検を実施するとともに、被害発生が予想される時、また、被害発生時には速やかに速度規制、運転中止等の安全対策を講じる。

- (1) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第2 強風対策

- 1 強風対策の基本方針…水害対策に同じ
- 2 強風対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ
- 3 強風による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第3 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針…水害対策に同じ
- 2 土砂災害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ

第4 雪害対策

- 1 雪害対策の基本方針
 気象情報等の収集及び着雪状況の監視に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講ずる。
- 2 雪害対策に係る諸施設の整備計画…水害対策に同じ
- 3 雪害による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制…水害対策に同じ

第9節 京福電気鉄道株式会社の計画

災害時及び災害のおそれがある場合、鉄道災害対策規則に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の措置を講じ、安全の確保を図る。

第10節 叡山電鉄株式会社の計画

災害警備体制の整備

- 1 気象情報の周知徹底
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画

- 3 集中豪雨等による土砂災害予想時の点検
- 4 土砂災害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第2 水害対策

- 1 水害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 水害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第3 強風対策

- 1 強風対策の基本方針
- 2 強風時の運転取扱い要領及び点検要領

別図1

鉄道略図



別圖 2

鐵道略圖

